

逐条注解

憲法

—第2版—

村上尚文原著
清野憲一改訂

立花書房

—— 逐条注解 ——

憲 法

——第 2 版——

—— 村上尚文原著 ——
清野憲一改訂

立花書房

本書は時々・情勢の必要に応じ、内容を変更・追加等する場合があります。

第2版のはしがき

本書は、村上尚文『憲法逐条注解〔補訂版〕』に、発刊以降の判例や立法動向等を加えたものである。

同書の初版は、昭和46年に日世社から発刊され、政府見解や判例を網羅した数少ない憲法の教科書として、公務員や実務家に圧倒的な人気を誇った。しかし、昭和59年に新訂版が発刊された後は、平成4年に判例の補訂が行われたほかは、本文の改訂はなされぬまま、著者は平成12年に逝去された。

その後、平成29年に日世社から立花書房が本書の版權を譲り受けたことを契機として、立花書房出版部長の馬場野武氏から本職に本書の改訂依頼があった。名著である本書の本文を約40年振りに改訂することは、相当の難作業と思われた。しかし、本書が最後の改訂後も増刷されて、公務員や実務家等に読み継がれていることから、その後の判例や立法動向をフォローできれば、本書改訂の社会的意義は小さくないと思い、敢えてお引き受けした次第である。

改訂に当たって留意した事項を列記すれば、左記のとおりである。

- 旧版本文については、原則として手をつけず、新規立法や法改正、組織名変更、統計数字の変更等のやむを得ない部分に限り補訂した。
- 改訂部分については、一読して分かるよう、原則として段落及び文字の級数を下げて「○」印を付し、追加事項の見出し「」を付すこととした。また、テーマの異なる複数の判例を紹介する場合には、必要に応じて大見出し「」により分類した。
- 判例や立法動向の改訂に当たって、主要判例については漏れなく織り込むように努めた。その際、長谷部恭男編『注釈日本国憲法(2)』(有斐閣・平成29年)、戸松秀典Ⅱ初宿正典編著『憲法判例〔第8版〕』(有斐閣・平成30年)、戸松秀典Ⅱ今井功編著『論点体系・判例憲法(1)(2)(3)』(第一法規・平成25年)を大いに参照した。

○ 人権関係については、豊富な憲法判例が積み重ねられていることから、最高裁の判決を中心に取り上げた。統治関係については最高裁の判決が必ずしも多くないことから、重要と思われる下級審判決も取り上げた。また、判例選定の過程で、重要判例ではあるが、旧版で取り上げられていないものについては、昭和59年以前の判例であっても取り上げることとした。

○ 判例の要約に当たっては、判文を適宜要約したほか、公式判例集による要約を活用した。また、判例タイムズや判例時報等の判例集、裁判所ウェブサイトやTKC等の判例検索サービス等を参照しつつ、要約したものもある。ここに記して厚く御礼申し上げる。もちろん、要約等に不正確な点又は誤解があれば、その責めは全面的に改訂者にあることは言うまでもない。

○ 判例の引用に当たっては、結論だけではなく、結論を導き出した理由部分（演繹過程）についてもある程度盛り込むこととした。読者諸氏は、結論の背景にある憲法原理や裁判所の推論過程を知ることができるであろう。

○ 最高裁小法廷判例について、いずれの法廷かを明示する必要性は読者諸氏には必ずしも高くないと思われるので、法廷名は記載しないこととした。逆に、当該判例が判決によるものか、決定によるものかを知る必要性は高いと思われるので、旧版本文の判例にもこれを明示することとした。

○ 判例には、一読して判旨事項が分かるように「」内に見出しを付した。また、多数の判例を追加する場合には、《》の大見出しに分類した。

○ 新たに右の《》や「」を網羅した詳細な見出しを設けると共に、索引を充実させることにより、読者が判例や追加事項につき、容易にアクセスできるようにした。

本書が、憲法を参照する公務員や実務家諸氏の便宜に幾ばくかでも資することができれば、改訂者にとってこれ以上の幸せはない。

令和4年2月

改訂者 清野憲一しるす

初版のはしがき

本書は、主として警察官等犯罪捜査の実務に当たっている実務家を対象に、日本国憲法の逐条解釈を試みたものである。この種の書物としては、既に優れた学者の筆によるものが数多く刊行されているが、これが必ずしも実務家にとって理解しやすくないとか、実務に便でないとかの感じが否定されないことから、実務家にとつて少しでも理解しやすく、また実務に何ほどのプラスにでもなればと考えて取りまとめたものである。

本書をまとめるに当たつては、学説の紹介はなるべく簡単に要点のみを示すこととしたが、多数説が必ずしも判例、政府見解と一致しない場合が少なくないので、少数説についても紹介することとし、判例についてはできる限り多く、かつ、最近のものまで網羅して引用することに努めた上、国会審議で表明された政府見解をも極力引用することとした。そのわけは、我々公務員としては、憲法解釈に当たり、まず第1次的に政府見解に従い、次に判例が下されれば当然これに従うべきであるからである。

なお、著者が、内閣審議室、総理府審議室に3年間出向し、その間、かいまみた国会の運営、内閣の職権行使の実態の一端及び検討を命ぜられた憲法問題等についても織り込むこととし、憲法の実際の動きについても多少とも触れたつもりである。最後に、いうまでもないことであるが、本書において表明された意見は、私個人のもので公のものではないことをお断わりする。

昭和46年2月

著者しるす

新訂版のはしがき

本書を刊行して以来既に12年以上を経過し、その間、関係法令も改正されたのみならず、憲法に関する判例も多数下され、その中には公務員の政治的行為の禁止、争議行為の禁止、地方公共団体の神式による地鎮祭実施、公職選挙法上の参議院議員定数と選挙人数の不均衡を合憲とするもの、尊属殺加重処罰、公職選挙法上の衆議院議員定数と選挙人数との不均衡を違憲とするものなど極めて重要なものも少なくない。そこで、これらの法令改正、新判例等を、可能な限りごく最近のものまで織り込んで訂正加筆を加えるとともに、実例をも増やし、かつ、読みやすくするため表現を多少修正して一層分かりやすくするよう努め、更に巻末に判例索引、事項索引を付し検索の便を図った。今後も更に機会をみて補正を加えるつもりである。

昭和59年1月

著者しるす

補訂版のはしがき

新訂版を刊行してから8年を経過し、その間、関係法令が改正された上、新しい憲法問題などをめぐって判例も少なからず下された。そこで、再度本書の全面改訂に取り掛かっているところであるが、筆者の職場の変更などの事情により、なお、若干の日時を要するところである。そのため、取りあえず当面必要な補正を行うこととし、わずかの補正でまかなえるものは本文を補正し、かなりの補正を要するものや新しい判例については、注として末尾に一貫番号を付し一括して掲げることとした。なお、注については、本文中に「注○」（○内は番号）として、その箇所を示すとともに、それぞれの注の終わりに「― 頁―」として、本文該当頁をも記載し、本文及び注のそれぞれより検索できるようにして利用者の便を図った。

平成4年5月

著者しるす

〔凡例〕

民集	……………	最高裁判所民事判例集
刑集	……………	最高裁判所刑事判例集
集民	……………	最高裁判集民事
集刑	……………	最高裁判集刑事
高民	……………	高等裁判所民事判例集
高刑	……………	高等裁判所刑事判例集
下民	……………	下級裁判所民事裁判例集
下刑	……………	下級裁判所刑事裁判例集
民速報	……………	高等裁判所民事裁判速報
刑速報	……………	高等裁判所刑事裁判速報
民時報	……………	高等裁判所民事判決時報
刑時報	……………	高等裁判所刑事判決時報
行集	……………	行政事件裁判例集
裁時	……………	裁判所時報
判時	……………	判例時報
判タ	……………	判例タイムズ
LEX/DB	……………	TKC法律情報データベース「LEX/DBインターネット」

※ そのほか、一般的な略称を使用する。

目次

序論

第2版のはしがき	初版のはしがき	新訂版のはしがき	補訂版のはしがき	凡例
----------	---------	----------	----------	----

前文

前文	7
----	---

第1章 天皇

第1条	天皇の地位・国民主権	14
第2条	皇位の継承	17
第3条	天皇の国事行為に対する内閣の助言と承認	21
第4条	天皇の権能の限界、天皇の国事行為の委任	24
第5条	摂政	26
第6条	天皇の任命権	28
第7条	天皇の国事行為	30
第8条	皇室の財産授受	38

第2章 戦争の放棄

第9条 戦争の放棄、軍備及び交戦権の否認……………40

第3章 国民の権利及び義務

第10条 国民の要件……………	48
第11条 基本的人権の享有……………	52
第12条 自由・権利の保持の責任とその濫用の禁止……………	54
第13条 個人の尊重と公共の福祉……………	57
第14条 法の下の平等、貴族の禁止、栄典……………	68
第15条 公務員の選定及び罷免の権、公務員の本質、普通選挙の保障、秘密投票の保障……………	88
第16条 請願権……………	95
第17条 国及び公共団体の賠償責任……………	97
第18条 奴隷的拘束及び苦役からの自由……………	103
第19条 思想及び良心の自由……………	105
第20条 信教の自由……………	110
第21条 集会・結社・表現の自由、通信の秘密……………	116
第22条 居住・移転及び職業選択の自由、外国移住及び国籍離脱の自由……………	137
第23条 学問の自由……………	145
第24条 家族生活における個人の尊厳と両性の平等……………	149
第25条 生存権、国の社会的使命……………	155
第26条 教育を受ける権利、教育の義務……………	161
第27条 勤労の権利及び義務、勤労条件の基準、児童酷使の禁止……………	164
第28条 勤労者の団結権……………	166

第4章 国会

第29条	財産権	173
第30条	納税の義務	179
第31条	法定の手続の保障	180
第32条	裁判を受ける権利	185
第33条	逮捕の要件	190
第34条	抑留・拘禁の要件、不法拘禁に対する保障	192
第35条	住居の不可侵	196
第36条	拷問及び残虐刑の禁止	201
第37条	刑事被告人の権利	203
第38条	自己に不利益な供述、自白の証拠能力	213
第39条	遡及処罰の禁止、一事不再理	224
第40条	刑事補償	228
第41条	国会の地位・立法権	232
第42条	両院制	235
第43条	両議院の組織	237
第44条	議員及び選挙人の資格	240
第45条	衆議院議員の任期	244
第46条	参議院議員の任期	245
第47条	選挙に関する事項	246
第48条	両議院議員兼職の禁止	248
第49条	議員の歳費	248
第50条	議員の不逮捕特権	250

第51条	議員の発言・表決の無責任	254
第52条	常会	257
第53条	臨時会	260
第54条	衆議院の解散・特別会、参議院の緊急集会	262
第55条	資格争訟の裁判	265
第56条	定足数、表決	267
第57条	会議の公開、会議録、表決の記載	270
第58条	役員を選任、議院規則・懲罰	273
第59条	法律案の議決、衆議院の優越	276
第60条	衆議院の予算先議、予算議決に関する衆議院の優越	280
第61条	条約の承認に関する衆議院の優越	282
第62条	議院の国政調査権	283
第63条	閣僚の議院出席の権利と義務	289
第64条	弾劾裁判所	290
第5章 内閣		
第65条	行政権	294
第66条	内閣の組織、国会に対する連帯責任	300
第67条	内閣総理大臣の指名、衆議院の優越	305
第68条	国務大臣の任命及び罷免	310
第69条	内閣不信任決議の効果	312
第70条	総理の欠缺・新国会の召集と内閣の総辞職	315
第71条	総辞職後の内閣	317
第72条	内閣総理大臣の職務	319

第6章 司法

第73条	内閣の職務	321
第74条	法律・政令の署名	334
第75条	国務大臣の特典	336
第76条	司法権・裁判所、特別裁判所の禁止、裁判官の独立	340
第77条	最高裁判所の規則制定権	355
第78条	裁判官の身分の保障	359
第79条	最高裁判所の裁判官、国民審査、定年、報酬	363
第80条	下級裁判所の裁判官・任期・定年、報酬	368
第81条	法令審査権と最高裁判所	371
第82条	裁判の公開	377

第7章 財政

第83条	財政処理の基本原則	386
第84条	課税	387
第85条	国費の支出及び国の債務負担	394
第86条	予算	395
第87条	予備費	398
第88条	皇室財産・皇室の費用	400
第89条	公の財産の支出又は利用の制限	402
第90条	決算検査、会計検査院	405
第91条	財政状況の報告	407

第8章 地方自治

第92条	地方自治の基本原則	409
第93条	地方公共団体の機関、その直接選挙	412
第94条	地方公共団体の権能	419
第95条	地方自治特別法の住民投票	427

第9章 改正

第96条	改正の手續、その公布	431
------	------------	-----

第10章 最高法規

第97条	基本的人権の本質	435
第98条	最高法規、条約及び国際法規の遵守	436
第99条	憲法尊重擁護の義務	442

第11章 補則

第100条	憲法施行期日、準備手續	445
第101条	經過規定——参議院未成立の間の国会	446
第102条	經過規定——第1期の参議院議員の任期	446
第103条	經過規定——公務員の地位	447

判例索引	469
事項索引	495

〈追加項目詳細目次〉

【前文】

前文と米軍駐留	12
前文と日米安保条約	12
前文の法規範性	12
私法契約と国の違憲審査・平和的生存権	12
前文の法規範性	13

【第1章 天皇】

第1条 天皇の地位・国民主権	15
象徴天皇制の意義	15
天皇の人権享有主体性	17
天皇に対する民事裁判権	17
第2条 皇位の継承	18
天皇の退位等に関する皇室典範特例法の成立	18
女性・女系天皇に関する議論	19
第7条 天皇の国事行為	32
法令の公布	32
解散の効力が選挙に及ぼす影響	34
解散の効力が選挙違反に及ぼす影響	34
第7条に基づいてなされた解散に対する司法審査の可否	34
即位の礼の性格	37

【第2章 戦争の放棄】

第9条 戦争の放棄、軍備及び交戦権の否認	44
第9条と自衛権	44
日米安保条約と違憲審査権	44
自衛隊の存在自体を争う訴訟の法律争訟性	44
①私法契約と国の違憲審査、②平和的生存権	44
国連活動への自衛隊参加	46
外国軍隊への支援	46
集団的自衛権	46

【第3章 国民の権利及び義務】

第10条 国民の要件	49
昭和59年国籍法改正	49
①外国人である母の非嫡出子が日本人である父により胎児認知されていなくても国籍法第2条第1号により日本国籍を取得する場合、②韓国人である母の非嫡出子であって日本人である父により出生後に認知された子につき同号による日本国籍の取得が認められた事例	49
国籍に関する立法裁量、認知の国籍法上の遡及効	49
国籍法第3条第1項違憲判決及び平成20年国籍法改正	50
日本国内外で出生した子に国籍法上区別を設けることの合憲性	50
特別永住者資格の創設	51
第11条 基本的人権の享有	53
法人の人権享有主体性	53

人権の私人間効力	53
第12条 自由・権利の保持の責任とその濫用の禁止	
町長は、第99条を根拠として知事の地方自治法第146	
条第12項の規定に基づく職務執行命令を拒否できるか	55
公務員が日米安保条約改定阻止行動集会への参加を拒否	
した同僚の職務執行を妨害することが第99条により正	
当化されるか	55
学力テストを阻止しようとして公務員を教室外に引きず	
り出す行為が第99条により正当化されるか	55
第13条 個人の尊重と公共の福祉	
《人権啓発関係》	
アイヌの人々の人権啓発	60
《被拘禁・収容者関係》	
未決被拘禁者の喫煙の自由	60
未決被拘留者の面会の自由	61
死刑確定者の信書発送の自由	61
受刑者の信書発送の自由	61
《医療関係》	
輸血と治療方針選択の自由	61
混合診療保険給付外の原則の合憲性	62
氏名・写真に関するパブリシティ権	62
《性同一性障害者》	
性の少数者の保護法制	62
性同一性障害者の性別取扱い変更要件として現に子がい	
ないことを要件としている法律規定の合憲性	62
性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律第3	
条第1項第4号の合憲性	63
性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律の合	
憲性	63
性同一性障害者の性別取扱い変更の要件として現に未成	
年の子がいないことを要件としている法律規定の合憲	
性	63
《企業による個人情報調査》	
プライバシー権が法的に保障されるための要件	63
弁護士会による前科照会	63
企業による従業員に対する調査の限界	63
会社による従業員に対するプライバシー侵害	64
《個人情報関係》	
個人情報保護法の制定・改正	64
住基ネットの合憲性	64
刑事施設に収容されている者が収容中に受けた診療に関	
する保有個人情報の行政機関個人情報保護法45条1項	
所定の保有個人情報該当性	65
《捜査とプライバシー》	
速度違反車両の自動撮影の合憲性	65
プライバシー情報の警察への提供の限界	65
被疑者の秘匿写真撮影やゴミ捜査の強制処分性	65
GPS捜査の強制処分性	65
《外国人の情報提供義務》	
在留外国人についての指紋捺捺制度の合憲性	66
外国人の個人情報提供制度の変遷	66
《営業の自由と第13条》	
地下鉄車内における商業宣伝放送の違法性	66
自己消費を目的とする酒類製造禁止の合憲性	66

《私立学校の規律と第13条》	
私立学校における自動二輪禁止措置の合憲性	66
私立学校におけるパーマ禁止措置の合憲性	67
《環境権」と第13条》	
航空機の離着陸のためにする国営空港の供用の差止めを 求める訴えの適法性	67
「環境権」は認められるか(1)	67
「環境権」は認められるか(2)	67
「環境権」は認められるか(3)	67
第14条 法の下での平等、貴族の禁止、栄典	
《人種・国籍における平等》	
人種差別撤廃条約の批准	69
地方公共団体の長又は議員の選挙権を日本国民に限ること との合憲性	69
国会議員の被選挙権者を日本国民に限ることの合憲性	70
外国人の公務員管理職登用制限の合憲性	70
国籍法と憲法第14条	70
《両性の平等》	
両性の平等と男女共同参画に関する国会・政府の取組	71
民間企業における男女別定年制	71
交通事故で死亡した年少女子の逸失利益の算定方法	71
入会部落資格と男女差別	71
労災補償における外貌の醜状障害に関する性差別の合憲 性	72
男女間で異なる支給要件を定める地方公務員災害補償法 の定める遺族補償年金制度の合憲性	72

《刑罰・暴力団と差別》	
公務員であることを理由とする量刑の相違と第14条	73
前科による公務員就職禁止の合憲性	73
公営住宅における暴力団排除条項の合憲性	73
特定政党党员であることを理由とする民間企業による差 別	75
尊属加重処罰規定の削除	77
給与所得者の経費概算控除規定の合憲性	78
ハンセン病者の差別的取扱	79
非嫡出子の相続分差別の合憲性	80
《衆議院議員定数違憲訴訟》	
昭和55年衆議院議員選挙	80
昭和58年衆議院議員選挙	80
昭和61年衆議院議員選挙	81
平成5年衆議院議員選挙	81
平成8年衆議院議員選挙	81
平成17年衆議院議員選挙	81
平成21年衆議院議員選挙	81
平成24年衆議院議員選挙	82
平成26年衆議院議員総選挙	82
平成29年衆議院議員総選挙	82
《参議院議員定数違憲訴訟》	
昭和52年参議院議員選挙	82
昭和61年参議院議員選挙	83
平成4年参議院議員選挙	83
平成7年参議院議員選挙	83
平成19年参議院議員選挙	83

平成22年参議院議員選挙	84
平成25年参議院議員選挙	84
平成28年参議院議員選挙	84
令和元年参議院議員通常選挙	84
《地方議員定数違憲訴訟》	
昭和59年東京都議会議員選挙	84
昭和62年千葉県議会議員選挙	85
昭和62年兵庫県議会議員選挙	85
昭和62年岡山県議会議員選挙	85
昭和62年岡山県議会議員選挙	85
平成元年東京都議会議員選挙	85
平成3年愛知県議会議員選挙	85
平成9年東京都議会議員選挙	86
平成25年東京都議会議員選挙	86
平成29年東京都議会議員一般選挙	86
第15条 公務員の選定及び罷免の権、公務員の本質、普通選挙の保障、秘密投票の保障	86
《投票する権利の実質的保障が争われた事例》	
在宅投票制度廃止の合憲性	89
筋萎縮性側索硬化症（ALS）患者が選挙権を行使できるような投票制度を設けないことの合憲性	89
在外邦人の選挙権	89
精神的原因による投票困難者に関する投票制度不拡充の合憲性	89
公職選挙法が定める3か月記録要件の合理性	90
成年被後見人選挙権欠格条項の合憲性	90
受刑者の選挙権一律制限の合憲性	90
成年年齢を引き下げる民法改正	92
投票の秘密と詐偽投票票捜査の関係	93
《投票の自由と労働組合》	
選挙に関する労働組合の統制権と第15条	94
《連座制》	
連座制の合憲性（1）	94
連座制の合憲性（2）	94
連座制の対象者として秘書を掲げることの合憲性	95
連座制の対象者として秘書を掲げることの合憲性	95
第16条 請願権	
①請願の採否の決定は、行政処分か、②地方議会を被告として請願採否の決議を命ずる裁判を求める訴えの適否	96
請願権行使に対する調査の違法性	97
第17条 国及び公共団体の賠償責任	
相互保証主義に関する国家賠償法6条と憲法17条	98
法廷警察権の行使と国家賠償責任	98
国会議員が国会で行った質疑中の発言と国家賠償責任	98
《立法不作為と国家賠償責任》	
在宅投票制度に関する立法不作為と国家賠償責任	99
戦争による民間被災者の援護立法をしなかったことの合憲性	99
戦後補償に関する不作為と国家賠償責任	99
元従軍慰安婦及び元女子勤労挺身隊員に対する謝罪と補償についての立法不作為と国家賠償責任	100
中国における戦争被害者救済の立法不作為と国家賠償責任	100
在外邦人選挙権訴訟に関する立法不作為と国家賠償責任	100
細面戦の被害者救済の立法不作為と国家賠償責任	100
在外邦人選挙権訴訟に関する立法不作為と国家賠償責任	100

再婚禁止期間改正に関する立法不作為と国家賠償責任	101
予防接種と後遺障害の間の因果関係の立証責任	101
戦後補償に関する立法義務の有無	101
郵便法における損害賠償免責規定違憲判決	101
職務の執行に当たった公務員の損害賠償責任(1)	102
職務の執行に当たった公務員の損害賠償責任(2)	102
第18条 奴隸的拘束及び苦役からの自由	103
罰金刑と第18条	103
裁判員の職務は「苦役」に当たるか	104
第19条 思想及び良心の自由	105
国際人権規約における思想及び良心の自由	105
反省・誓約文を掲示させる命令と第19条	107
独断的な評価で公立図書館の図書を廃棄する行為の違法性	107
《国歌斉唱と思想・良心の自由》	107
市立学校教員による君が代ピアノ伴奏拒否の自由の当否	107
公立高校の教諭に対して国旗国歌起立斉唱を命ずることの可否	107
公立高校教職員の国歌斉唱時起立義務と思想・良心の自由	108
卒業式の国歌斉唱時に起立しないことを呼びかける行為と業務妨害罪	108
《学校における教職員や生徒と思想・良心の自由》	108
自己観察結果の表示を求める勤務評定書と思想・良心の自由	108
公立中学校長が内申書に生徒の全共闘活動への参加等を記載することと思想・良心の自由	108
信仰上の理由により剣道実技の履修を拒否する自由の当否	109
《団体からの脱退の自由の有無と思想・良心の自由》	109
税理士会が政治団体への寄付資金を会員から特別徴収することの可否	109
司法書士会が震災復興支援特別負担金を徴収することの可否	109
労働組合において脱退の自由を認めないことの可否	109
第20条 信教の自由	110
公共企業体等の制度変遷	112
《政教分離、宗教的活動の意義》	113
①政教分離規定の趣旨、②「宗教的活動」の意義	113
《宗教法人に対する規制》	113
宗教法人に対する解散命令の憲法適合性	113
①信仰の自由に対する制約の可否、②宗教法人に対する觀察処分制度の憲法適合性	113
《公務員の行為による信教の自由の侵害性》	114
自衛隊職員が殉職自衛官の合祀状況について外部に回答する行為の信教の自由の侵害性	114
内閣総理大臣が靖国神社に参拝する行為の信教の自由の侵害性	114
《宗教施設・団体に対する支出・利益供与》	114
①市が忠魂碑を移設・再建することと第20条第3項、②遺族会と同条第1項、③市の教育長が慰霊祭に参加することと同条適合性	115
玉串料・献灯料・供物料の公金支出と第20条第3項	115
公有地の宗教施設としての無償使用と第20条第1項	115

市が神社の敷地となつてゐる市有地を町内会に無償で讓 与することの合憲性……………	116
孔子廟に対する国公有地の無償提供の合憲性……………	116
第21条 集会・結社・表現の自由、通信の秘密	
《情報公開と知る権利》	
情報公開法の制定……………	117
知事交際費情報公開請求の限界……………	117
自己の情報に関する開示請求……………	117
《取材・報道・出版の自由とその限界》	
記事が真実と誤信した場合と名誉毀損罪の成否……………	117
有力な宗教団体会長の私生活上の行状報道と名誉毀損罪 の成否……………	118
①出版差止仮処分と第21条第2項の「検閲」、②名誉侵 害と侵害行為の差止請求権、③公務員・公職の候補者 に関する出版物の事前差止めの許否及び審尋手続の要 否……………	118
反論文掲載請求権の成否……………	118
公務員に対する贈賄行為を録画した報道機関のビデオテ ープ差押えの可否……………	119
粗暴犯に関する取材ビデオテープ差押えの可否……………	119
死刑確定者に対する取材の自由……………	119
名誉毀損罪における真実性の誤信……………	119
少年法が禁じる推知報道該当性の判断基準……………	119
真実に反する配信記事の掲載と損害賠償請求……………	120
《出版その他の表現行為による名誉・プライバシー侵害》	
教師批判ビラの配布と名誉侵害の違法性……………	120
出版物における前科への言及と名誉侵害……………	120

プライバシー・名誉侵害を理由とするモデル小説出版差 止め可否……………	120
《インターネットと表現の自由》	
プロバイダ責任制限法の制定……………	120
リベンジポルノ被害防止法の制定……………	121
パソコン通信ネットワーク上の思想フォーラムにおける 発言とプロバイダの責任……………	121
インターネット上における名誉毀損行為と真実性の誤信 自己の前科情報が検索結果に表示されないよう請求する 権利の有無……………	121
《戸籍の記載とプライバシー》	
非嫡出子の続柄を「女」と記載する戸籍法・施行規則……………	122
美術作品非公開措置の合法性……………	122
独断的な評価で公立図書館の図書を廃棄する行為の違法 性……………	122
《わいせつ図画規制の合憲性》	
有害図書の自動販売機販売規制の合憲性……………	123
児童ポルノ禁止法の憲法適合性……………	123
《わいせつ性の判断基準》	
芸術性とわいせつ性は両立するか……………	123
文書のわいせつ性の判断基準……………	123
わいせつ図画に該当するか否かの判断事例……………	123
《選挙運動の制限》	
新聞頒布行為と選挙運動該当性……………	124
戸別訪問・事前運動規制の合憲性……………	124
政治的ビラ貼付行為と軽犯罪法適用の合憲性……………	124

政見放送において差別的表現を除外して放送することの 違法性	124
《集会・示威行進・示威行為等》	
集団示威運動規制の合憲性	126
集団行進を事前許可制とする条例の合憲性	126
破壊活動防止法の合憲性	126
成田新法の合憲性	127
「象徴的表現行為」の成否	127
暴走族追放条例の合憲性	127
朝鮮学校に関する威圧・差別的示威行為差止め許否	127
ヘイトスピーチに対して市長が一定の措置を採る旨の条 例の合憲性	127
《ビラの頒布等》	
炎の適応症・効能記載ビラ配布行為処罰と表現の自由	128
駅構内ビラ配布行為処罰と表現の自由	128
プラカードくくりつけ行為処罰と表現の自由	128
ビラ配布のための邸宅侵入行為と表現の自由	128
ビラ配布のための分譲住宅共用部分侵入行為と表現の自 由	128
《公共施設の利用制限》	
施設利用により公の秩序が乱されるおそれがある場合の 利用制限	129
県教組に対する施設利用不許可の違法性	129
《公務員の政治活動の制限》	
裁判官の政治活動の制限	130
公務員による政治的新聞配布行為	130
特定秘密の保護に関する法律の制定	132
女性との性的関係を利用した取材の違法性	132
裁判の一般傍聴人のメモ禁止措置の合憲性	132
訂正・取消し放送請求権の成否	132
取材源の秘匿	132
公務員に対する贈賄行為を録画した報道機関のビデオテ ープ差押えの許否」、「死刑確定者に対する取材の自 由」、「粗暴犯に関する取材ビデオテープ差押えの許否 1項適合性	133
出合い系サイト規制法の定める届出制度の憲法第21条第 1項適合性	133
わいせつ図画に該当する旨の税関長の判断通知の法的性 質	134
未決拘禁者に対する特定図書閲読制限の合憲性	134
①わいせつ物輸入検査の「検閲」該当性、②わいせつ物 輸入規制と表現の自由	134
関税法第76条・第105条1項の憲法適合性	134
通信傍受法の制定	136
通信傍受法制定前に行われた通信傍受の合憲性	136
第22条 居住・移転及び職業選択の自由、外国移住及び国籍 離脱の自由	137
選挙人名簿における住居の意義	137
ハンセン病者の差別的取扱	138
公園内で起居する者の住民票	138
市営住宅の入居に関する暴力団排除条項	138
経済的自由の制限と違憲審査基準	141
《消極的・警察目的の規制》	
歯科技工士に対する歯科医業の制限	141
医業類似行為の規制	141

弁護士会強制加入	142	性同一性障害者	151
医療計画を超える病院開設	142	《夫婦同氏制》	
第1類医薬品及び第2類医薬品に係る郵便等販売を一律に禁止することの合憲性	142	夫婦同氏制の憲法適合性	151
旅行業法の定める登録制度の合憲性	142	夫婦同氏を定める民法第750条及び戸籍法第74条第1号の憲法第24条適合性	152
京都府風俗案内所の規制に関する条例の憲法第21条第1項、第22条第1項適合性	142	《生殖補助医療技術の進展と身分関係》	
要指導医薬品インターネット販売規制の合憲性	143	死亡者の冷凍精子を用いた出産と父子関係形成の可否	152
《積極的・福祉目的の規制》		代理出産における卵子提供者を母とする出生届受理の可否	152
生糸の輸入主体の制限	143	《嫡出推定とその排除》	
酒類製造・販売業の免許制	143	生物学的には女性である男性への性転換者に父としての嫡出推定は及ぶか	153
一定規模以上の水稻耕作者に関する共済関係の強制成立	143	嫡出否認の訴えに関する1年の出訴期間の憲法適合性	153
議員と一定の親族関係を有する建設業者の入札制限	144	嫡出子の法律上の父から生物学的な父であることが明らかなる者に対して提起した親子関係不存在の訴えの適法性	153
視聴覚障害者の生計維持を目的とする養成施設認定不承認裁量規定の合憲性	144	所得税法が民法の夫婦別産主義を前提としていること	154
旅券発給拒否処分における理由付記の程度	144	憲法適合性	154
在留外国人の海外旅行の自由の憲法保障性	145	内縁の夫婦に民法の財産分与の規定を類推適用することの可否	154
第23条 学問の自由		非嫡出子の相続分差別の合憲性	154
私立大学の学則に反した政治活動と退学処分の可否	146	第25条 生存権、国の社会的使命	
学校教育法や学習指導要領に反した教諭に対する懲戒免職処分の可否	147	《第25条の具体的権利性・法的性質》	
研究活動を規制する法律	148	実刑を科することと最低限度の生活保障	157
教科書検定と学問の自由	148	第25条の趣旨と食糧管理法	157
第24条 家族生活における個人の尊厳と両性の平等		最低限の生活保障の具体的権利性	158
親の子に対する懲戒権と体罰の禁止	150	生活保障に関する立法裁量の性質	158
6か月の再婚禁止期間規定の憲法適合性	151		
国際人権規約における家族・婚姻	151		

《外国人に対する最低限度の生活保障》	
外国人と第25条	158
国民年金法における国籍要件の合憲性	158
《最低限度の生活保障の制度設計と憲法適合性》	
不法残留者を生活保障の対象としないことの合憲性	158
生活保障収入を原資とした保険契約見込収入を保護要否の判断要素とすることの可否	159
①生活保護者から保険料を徴収する介護保険条例の合憲性、②介護保険の特別徴収制度の合憲性	159
学生を国民年金の強制加入者としなかった立法不作為の合憲性	159
生活保障における老齢加算廃止の合憲性(1)	159
生活保障における老齢加算廃止の合憲性(2)	159
第26条 教育を受ける権利、教育の義務	
教科書検定の第26条適合性	162
教科書検定における修正意見の性質及び裁量権の範囲	162
教科書代も無償とすべき義務の有無	163
第27条 勤労の権利及び義務、勤労条件の基準、児童酷使の禁止	
人身取引対策	165
第28条 勤労者の団結権	
正当な労働組合活動を嫌悪してなされた解雇の有効性	167
ユニオンショップ締結組合から脱退し他の労働組合に加入した者を解雇すべき旨の協定の有効性	167
労働組合の統制権と選挙活動の自由の関係	168
労働組合員の組合費納入義務の及ぶ範囲	169
公共企業体等の制度変遷	170

国家公務員による争議行為禁止規定の憲法・条約適合性	171
第29条 財産権	
ため池の堤塘に農作物等を植えることを禁ずる条例の合憲性	174
役員・主要株主によるインサイダー取引利益の会社への返還義務規定の合憲性	174
知事が移転を命じた場合には3か月以内に建物を無補償取去する等の条件を定めた建築許可条件の合憲性	175
農地を小作農家に売り渡すことを強制する自作農創設特別措置法規定の合憲性	175
土地改良法に基づく農地交換分合計画の合憲性	176
道路工事施工による損失補償の及ぶ範囲	176
半分以下の山林共有持分権者による分割請求制限の合憲性	177
日米地位協定実施のための特措法に基づく無権限占有に対する損失補償と憲法第29条第3項の「正当な保障」	177
土地収用における補償の時期についての規定を欠く公共用地の取得に関する特別措置法の憲法適合性	177
放送法第64条第1項の合憲性	177
元日本陸軍軍属である韓国人の日本国に対する財産的請求権と日韓協定や措置法の合憲性	178
従軍慰安婦や旧日本軍軍属と財産権保障の及ぶ範囲	178
市営施設貸付け契約解除時の損失補償規定を行政財産使用関係廃止に類推適用することの可否	179
第31条 法定の手続の保障	
刑罰法規規定が不明確のため違憲とされる判断基準	180
刑罰法令における「淫行」の意義の明確性	181

死刑執行方法を定めた太政官布告の法的性質	181
別件逮捕と第31条	181
逃亡犯罪人引渡法第35条第1項の憲法第31条適合性	182
GPS捜査の合憲性①GPS捜査の私生活領域侵入性、②第35条の保障範囲、③令状によるGPS捜査の可能性	182
医療観察法の合憲性	182
懲戒手続における手続遵守の必要性	182
個人タクシー免許審査における主張・証拠提出機会付与の必要性	182
一般乗合旅客自動車運送事業の免許における手続保障の範囲	183
成田新法に基づき事前の告知等手続なくなされた工作物使用禁止命令の第21条、第31条適合性	183
日米地位協定実施のための特措法が暫定使用権限発生について土地所有者等に事前の告知等の機会を与えないことの憲法適合性	183
新東京国際空港公団による第1期建設事業の事業認定と第31条	183
被告人以外の者に対する保釈保証金没取決定について事前告知等の手続がないことの合憲性	184
リベンジポルノを殺人の量刑で考慮することの可否	185
第32条 裁判を受ける権利	
退去強制令書により強制送還となる外国人の裁判を受ける権利	186
家屋明渡し並びに占有回収事件についての調停に代わる裁判の法的性質	186
夫婦同居審判の法的性質	186
少額訴訟の判決に対する異議後の判決に対して控訴することができないとする民事訴訟法第380条第1項の合憲性	187
少年保護処分に係る補償決定に対する上訴を許さないことの憲法適合性	187
即決裁判手続において事実誤認を理由とする控訴を制限する規定の合憲性	188
裁判員制度の憲法適合性	188
米軍属による強姦致死・殺人事件を那覇地裁における裁判員裁判で審理することと刑事訴訟法第17条第1項第2号	188
法人組織の登記懈怠に対する過料の制裁の趣旨・性質	189
公正取引委員会審判制度の変遷	189
地方議会議員除名処分取消し訴訟中に議員の任期が満了した場合と訴えの利益	190
第33条 逮捕の要件	
入国警備官による無令状収容行為の合憲性	191
第34条 抑留・拘禁の要件、不法拘禁に対する保障	
被疑者国選弁護の拡大	193
在監者の信書発受制限の合憲性	194
《弁護人による被疑者接見と接見指定》	
弁護人に対する接見指定の要件	194
刑事訴訟法第39条第3項の合憲性	195
権限ある捜査機関以外の者になされた接見申出に対する措置	195
弁護人の初回接見を不当に遅延させる措置の違法性	195

保護室に收容されている未決拘禁者と弁護人との面会拒絶の違法性	196
第35条 住居の不可侵	
GPS捜査の合憲性①GPS捜査の私生活領域侵入性、②第35条の保障範囲、③令状によるGPS捜査可能性	197
《職務質問・所持品検査の限界と違法収集証拠排除の範囲》	
職務質問に伴う所持品検査の限界	197
重大とはいえない採尿手続の違法と尿の鑑定書の証拠能力	197
①採尿令状による連行の可否、②重大とはいえない採尿手続の違法と尿の鑑定書の証拠能力	198
①逮捕手続に重大な違法がある場合の尿の鑑定書の証拠能力、②尿の鑑定書の証拠能力が否定された場合における押収に係る覚醒剤の証拠能力	198
嫌疑の高まりと所持品検査の限界	198
搜索差押許可状における被疑事実・罪名の記載の要否	199
記録命令付差押えの創設	199
国犯規則事件の差押許可状発付請求許可に対する不服申立てができないことの合憲性	200
開税法第76条及び第105条第1項の憲法第35条適合性	200
第36条 拷問及び残虐刑の禁止	
死刑の憲法9条、36条適合性	203
長期間拘留後の死刑執行の合憲性	203
第37条 刑事被告人の権利	
「公平な裁判所の裁判」の意義	204
裁判員裁判における審理及び裁判の特例である区分審理	204
制度と第37条第1項	204
被告人に起因する公判手続の長期停止と迅速な裁判	206
控訴審への記録送付に長期間を要したと迅速な裁判	206
裁判迅速化法の制定	206
略式命令制度の憲法適合性	207
伝聞法則の例外規定の憲法適合性	208
裁判所外における証人尋問と被告人の立会権	209
被告人退廷措置の憲法適合性	209
①ビデオリンク方式や遮蔽措置と審理の公開、②遮蔽措置証人審問権の保障、③ビデオリンク方式と証人審問権の保障、④遮蔽措置とビデオリンク方式の併用と証人審問権の保障	209
刑事訴訟法第299条の4、第299条の5の憲法第37条第2項前段適合性	210
第1回公判期日前に作成された証人尋問調書の証拠採用と第37条第2項	210
裁判所による弁護人選任権の告知義務・照会義務	211
《被告人による権利濫用と弁護人選任》	
署名のない①上告申立てや②弁護人選任届の有効性	212
署名のない弁護人選任届の有効性	212
①被告人の言動を原因として国選弁護人を解任した場合における国選弁護人再選任請求却下措置の合憲性、②国選弁護人辞任申出の効力発生時期	212
被告人の記名のみがあり署名押印がいずれもない控訴申立書による控訴申立ての効力	213
第38条 自己に不利益な供述、自白の証拠能力	
裁判所による黙秘権告知義務の存否	214

捜査官による黙秘権の不告知と供述の任意性	215	第40条 刑事補償	230
取調べの録音・録画の開始・拡大・法制化	215	非行事実なしとして不処分決定を受けた少年による刑事補償請求の可否	230
麻薬取扱者に未報告の麻薬を帳簿に記載することを義務付けることと第38条第1項の関係	216		
覚醒剤について貨物の品名等を税関長に申告させることと第38条第1項の関係	216		
① 国税犯則取締法上の犯則嫌疑者への黙秘権の保障、② 黙秘権を告知しないことの違憲性	216		
呼吸検査と黙秘権	217		
自己の診療行為について罪責を問われる可能性がある場合の異状死体に関する医師の届出義務	217		
偽計による自白と任意性	217		
① 別件逮捕と自白強要の成否、② 三十数回の取調べの後になされた自白の任意性	219		
第38条第3項と刑事訴訟法第319条第2項の関係	221		
補強証拠の必要な範囲	223		
刑事免責により得られた供述の許容性	223		
刑事免責制度の導入	223		
協議・合意制度の導入	223		
第39条 遡及処罰の禁止、一事不再理	225		
公訴時効廃止規定を公訴時効未完成事件に適用することの合憲性	225		
強制わいせつ罪等を非親告罪とした刑法改正法の経過措置を定めた同法附則第2条第2項の憲法第39条適合性	225		
前科を量刑で考慮することと憲法39条	227		
弁護士法による懲戒処分と刑罰	228		
		第41条 国会の地位・立法権	236
		衆議院事務局が、所属会派の機関承認を得ておらず先例違反であることを理由として、衆議院議員発議に係る法律案を受理しなかつた取扱いの違法性	235
		第42条 両院制	236
		① 両院制の趣旨、② 衆議院優越の趣旨、③ 選挙制度の合理性検討の枠組	236
		第43条 両議院の組織	238
		① 選挙制度の仕組み決定に関する国会の裁量権、② 全国区及び都道府県を単位とする選挙区からなる選挙制度の合憲性	238
		参議院（比例代表選出）議員の除名手続の効力が繰上補充に与える影響	238
		① 都道府県単位の選挙区制度を設けることの合憲性、② 第43条第1項の趣旨	239
		① 政党本位の選挙制度とすることの合憲性、② 衆議院議員小選挙区比例代表並立制の合憲性	239
		参議院（比例代表選出）議員選挙における非拘束名簿式比例代表制の合憲性（①第15条、②候補者への投票をその属する政党への投票とする取扱いの可否、③辞職・離党の取扱いの合理性）	239

【第4章 国会】

	参議院の独自性と投票価値の平等の関係に関する判断枠組	240
第44条	議員及び選挙人の資格	241
	公職選挙法の定める供託及び供託金の没収制度の合憲性	241
	公職選挙法の定める3か月記録要件の合憲性	241
	選挙年齢等の引き下げ	241
	《投票する権利の実質的保障が争われた事例》・《特定の選挙制度とその運用の合憲性》	242
	比例代表名簿からの除名と政党の自律権	242
	拘束名簿式比例代表制の合憲性	243
	非拘束名簿式比例代表制の合憲性	243
	政党に選挙運動を認めることの合憲性	243
第45条	衆議院議員の任期	244
	投票価値の平等の要求	244
第46条	参議院議員の任期	245
	参議院議員選挙と投票価値の平等の要請	245
第47条	選挙に関する事項	247
	電子投票制度の導入	247
第50条	議員の不逮捕特権	251
	地方議会議員への不逮捕特権規定準用の可否	251
	議員の逮捕許諾に期間制限を付することの合憲性	252
	①国権の最高機関性と訴追免責の可否、②議員懲罰権と国家刑罰権の関係、③不起訴特権の有無、④免責特権の対象範囲、⑤暴行行為への司法審査の可否、⑥軽微な暴行への司法審査の抑制	252
第51条	議員の発言・表決の無責任	252
	①県議会における議員の違法行為訴追に議会の告発は必	252
	要か、②議長の会議規則違反手続があった場合と公務執行妨害罪の成否、③議長の議事進行が違法と考えたことと公務執行妨害罪の成否、④議員控え室入り口に立ちふさがる行為と監禁罪の成否	254
	①地方議会議員に免責特権は認められるか、②地方議会の議事進行に関連する議員の刑事犯罪と議会又は議長の告訴告発、③地方議会の議事進行に関する議長の措置が会議規則に違反している場合における公務執行妨害罪の成否	254
	国会議員の委員会における発言により病院長が自殺に追い込まれたことを原因とする損害賠償請求の可否	255
	①議決を巡る議員による暴行の可罰的違法性、②免責特権の及ぶ範囲、③議院の告発は訴訟条件か	256
第58条	役員を選任、議院規則・懲罰	256
	衆議院事務局が、所属会派の機関承認を得ておらず先例違反であることを理由として、衆議院議員発議に係る法律案を受理しなかった取扱いの違法性	274
	地方公共団体の議会の議員に対する出席停止の懲罰議決に対する司法審査の適否	275
	普通地方公共団体の議会の議員に対する出席停止処分は司法審査の対象となるか	276
第59条	法律案の議決、衆議院の優越	276
	①臨時物資需給調整法はその有効期間を延長する法律の公布の遅延によって昭和23年4月1日に失効したか、②同法の有効期間を延長する法律の公布後の所為は同法により処罰されるか	277

第62条	議院の国政調査権	283
	議員の有する発議・質問・討議権と不当財産委員会の調査に付された案件についての議員の国政調査権	283
	議院側の捜査要請もあつて検察官が公訴を提起し、公訴提起後も国政調査が行われたことと予断排除	285
	国政調査権の対司法権における限界	285
	《国政調査権の及ぶ範囲》	
	国会議員が国政調査権の行使と称して無断で会社の敷地に立ち入ることの可否	286
	具体的な案件の国政調査委員に選任された衆議院議員の職務権限は調査・提言に及ぶか	287
	自己負罪を口実に証言を拒絶した場合の刑責	288
	①議院証言法違反の告発議決を翌期国会で行うこと 否、②同法における「議院」には委任を受けた委員会を含むか	288
第64条	弾劾裁判所	288
	裁判官訴追委員会とした不訴追決定の取消しを求める訴えの適否	292
	【第5章 内閣】	
第65条	行政権	296
	①行政権の主体、②内閣の職権、③国務大臣の職権	296
	①職務執行命令訴訟の趣旨、②同訴訟における裁判所の審判権の範囲	296
	①職務執行命令訴訟の趣旨、②同訴訟の司法審査基準	296
	公正取引委員会審判制度の変遷	298
人事院設置の第65条、第66条、第73条第4号適合性		298
第66条	内閣の組織、国会に対する連帯責任	
	ペルシャ湾への自衛隊掃海艇派遣指揮に対する執行停止申立ての可否	302
第69条	内閣不信任決議の効果	
	第69条ではなく第7条を根拠として衆議院を解散できるか	314
	衆参同日選挙とすることの合憲性	314
第72条	内閣総理大臣の職務	
	内閣総理大臣の職務権限	320
	内閣総理大臣が社会保険庁及び厚生労働省に対して指揮監督権を行使することを求める訴えは可能か	321
第73条	内閣の職務	
	酒税法が帳簿の記載事項の詳細な定めを施行規則に委任していることの合憲性	328
	自作農創設目的で取用した農地を被収用者に回復できるのは買取農地を公用目的に供する場合に限定する旨の農地法施行令第16条の、自作農創設目的に供しない場合には被収用者に権利を回復する旨の農地法第80条適合性	329
	政治的行為の定めを人事院規則に委任する国家公務員法第102条1項の憲法適合性	329
	14歳未満の者との接見を許さない旨の監獄法施行規則の法適合性	329
	婚外子が父から認知されたときに児童扶養手当不支給とする児童扶養手当法施行令第1条の2第3号の法適合性	330

戸籍法施行規則第60条に定める文字以外の常用平易な文字を用いた名の出生届不受理の可否……………	330
貸金業者が弁済を受けた際に交付すべき書面の法定記載事項を内閣府令により代替することの貸金業の規制等に関する法律適合性……………	330
「政治的行為」の行為類型を定める人事院規則の国家公務員法適合性……………	331
医薬品インターネット販売に関する薬事法施行規則の法適合性……………	331
退職一時金に付加して返還すべき利子の利率の定めを政令に委任する国家公務員共済組合法等の規定の憲法適合性……………	331
銃砲火薬類取締法施行規則第45条の罰則規定の有効性……………	333
第75条 国務大臣の特典	
①第75条の「訴追」には逮捕、勾留を含むか、②議院における発言を刑事事件の証拠となし得るか……………	338
【第6章 司法】	
第76条 司法権・裁判所、特別裁判所の禁止、裁判官の独立	
《審級制度》	
上級審を法律審とする審級制度の憲法適合性……………	341
非訟事件上訴に伴う執行停止を認めない非訟事件手続法の憲法適合性……………	342
民衆訴訟に対する特別抗告の可否……………	342
《外国国家に対する裁判権》	
外国軍隊航空機の夜間離着陸制限を求める訴訟……………	343

外国国家と私人間の契約上の訴訟……………	343
外国国家・州の私法的・業務管理的行為……………	343
《統治行為論による司法判断の回避》	
日米安保条約の合憲違憲を前提とする訴訟……………	344
警察法制定の議事手続……………	345
《法律上の争訟といえるかが問題となった事例》	
昭和23年政令第201号の取消しを求める訴えの適否……………	345
衆議院の解散を憲法違反として最高裁判所に対しその無効確認を求める訴えの適否……………	345
①違憲を理由とする法令の無効確認訴訟の適否、②恩給法の特例に関する件（昭和21年勅令第68号）の効力……………	345
教育勅語の復活を求める訴訟の可否……………	346
村議会の予算議決の無効確認を求める訴えの可否……………	346
宗教上の教義を主な争点とする寄付金返還訴訟の可否……………	346
宗教上の教義を本質的争点とする宗教団体内部の懲戒処分……………	346
地方裁判所支部を廃止する旨の最高裁判所規則の廃止を求める訴訟の適否……………	346
消費税法の憲法適合性……………	346
政党助成が政治的自己決定権を侵害するとする訴えの可否……………	346
宗教上の教義・信仰の内容を争点とする建物明渡し請求訴訟……………	347
資金量5兆円以上の銀行業を行う法人の法人事業税について外形標準課税を導入する条例の無効確認訴訟（①不利益処分前の確認訴訟、②還付請求の前提としての確認訴訟）……………	347

《部分社会論による司法判断の回避》

地方公共団体の議会の議員に対する出席停止の懲罰議決……	347
大学における単位認定……	348
政党による党員の除名処分……	348
選挙人らが他者の選挙権の制限に係る公職選挙法第9条 又は第11条の違憲を主張して選挙無効訴訟を提起する ことの可否……	348
公正取引委員会審判制度の変遷……	349
家庭裁判所……	349
特許審決と行政訴訟の関係……	350
行政処分と執行停止及びこれに対する内閣総理大臣の異 議の合憲性(①第76条第1項、②同条第3項)……	351
《裁判所の構成》	
参与判事補制度(①第32条適合性、②第37条、第76条適 合性)……	351
裁判員制度の憲法適合性…①第31条、第32条、第37条、 第76条第1項、第80条、②第76条第3項、③同条第2 項、④第18条……	351
「公平な裁判所」及び「良心に従ふ」の意義……	352
「良心に従った裁判」の意義……	352
「良心に従う」の意義……	352
裁判官の経歴等を根拠に忌避を申し立てることの可否……	352
最高裁判所規則の制定に関する裁判所会議に参加したこ とを理由とする忌避申立の可否……	353
裁判官が捜査情報を元に妻の弁護を依頼する行為の懲戒 処分相当性……	353

第77条 最高裁判所の規則制定権

最高裁判所規則の具体例……	355
刑事訴訟法が第77条に反する旨の主張の可否……	356
上告理由提出期間を定める民事訴訟規則の合憲性……	356
①法律により刑事訴訟の管轄を定めることの第77条適合 性、②独占禁止法の専属管轄に関する規定の同条適合 性……	356
①裁判所の支部設置規則は訴訟法上の管轄について定め たものか、②本庁・支部間の事件の回付に対する不服 申立ての可否……	356
弁護士法の第77条適合性……	357
裁判所内部の職責について規則事項ではなく法律事項と することの合憲性……	357
人身保護法と人身保護規則が定める違反顕著要件の関係 ①法律が一定の規定の制定を最高裁判所規則に委任する ことの合憲性、②刑事訴訟法施行法第13条にいわゆる 「裁判所の規則」の意義……	358
第78条 裁判官の身分の保障	
①裁判官の積極的選挙運動禁止の趣旨、②抗告審におい て審問期日を開くことの可否、③抗告人の陳述がない まま懲戒の裁判をすることの適否、④原審が審問を公 開しなかったことの適否、⑤懲戒申立てについて裁判 官会議の議を経ることの可否……	359
第79条 最高裁判所の裁判官、国民審査、定年、報酬	
裁判所法第49条にいう「品位を辱める行状」の意義……	362
国民審査制度は実質において任命・解職制度のいずれか ①最高裁判所裁判官国民審査の本質、②無記載投票を有	365

効票として扱うことの適否、③投票計算方法の第13条 適合性、④投票方式の同条適合性	367
最高裁判所裁判官国民審査法の憲法適合性	367
裁判官の報酬減額	368
第80条 下級裁判所の裁判官・任期・定年、報酬	
①判事補指名における最高裁の裁量権、②裁判官に必要な能力・資質	369
第81条 法令審査権と最高裁判所 法令を違憲とした最高裁判所判決	371
①裁判所法施行法第2条及び裁判所法施行令第1条の合憲性、②刑訴応急措置法第17条の規定にいわゆる「処分」と判決、③同法第17条の規定の適用	372
逃亡犯罪人引渡法第10条第1項第3号の決定に対する不服申立ての許否	372
《明治憲法下の法律等》	
明治憲法下の法律が同憲法に違反することについての判断の可否	372
明治憲法施行当時廃止された法律の日本国憲法適合性判断の可否	372
《理由を明示しない違憲主張》	
理由を明示しない違憲主張の可否(1)	373
理由を明示しない違憲主張の可否(2)	373
統治行為論による司法判断の回避	374
法律上の争訟の意義と当てはめ	374
部分社会論による司法判断の回避	374
選挙制度の仕組みに関する判断	374
立法不作為	374

下級裁判所の違憲立法審査権	376
第82条 裁判の公開	
《非訟事件の非公開》	
再審手続の非訟性	377
罹災都市借地借家臨時処理法による借地権設定に関する裁判の非訟性	377
①法律上の争訟及び非訟事件の意義、②金銭債務臨時調停法第7条における調停に代わる裁判の非訟性	378
夫婦の同居その他夫婦間の協力扶助に関する審判の非訟性	378
遺産分割審判の非訟性	378
過料決定に対する抗告・特別抗告事件の非訟性	378
借地条件変更の裁判の非訟性	378
破産宣告決定の非訟性	378
親権者変更の審判の非訟性	379
株式買取価格の決定の裁判の非訟性	379
訴訟救助手続の非訟性	379
強制執行停止命令に関する裁判の非訟性	379
更生計画認否の裁判の非訟性	379
寄与分を定める処分にかかる審判の非訟性	379
国選弁護人の報酬の額を決定する作用の非訟性	379
民事執行法に基づく不動産引渡命令の裁判の非訟性	380
裁判官分限事件の非訟性	380
人事訴訟法における裁判の非公開規定	380
情報公開法とインカメラ審理の可否	380
《裁判公開とその制限》	
①裁判を公開したことを公判調書に記載することの要	380

否、②審理非公開の決定は判決宣告期日にも及ぶか……………	381
公開禁止決定の効力の存続……………	382
公判廷の状況に関する報道の自由の制限……………	382
傍聴人に対する退廷命令……………	382
ハンセン病特別法廷……………	382
①民事・行政事件原告の出頭権限、②受刑者の裁判出頭 制限……………	382
法廷においてメモをとることの制限……………	382
ビデオリンク方式や遮蔽措置と審理の公開……………	383
①法廷における被告人を隠し撮りすることの違法性、② 法廷における腰縄姿の被告人のイラストを公表するこ との可否……………	383
《裁判記録の閲覧・公開》	
刑事確定訴訟記録閲覧権の有無……………	383
法廷で拍手をした者に対する退廷命令……………	383
【第7章 財政】	
第83条 財政処理の基本原則……………	387
財政法第3条の特例に関する法律の憲法適合性……………	387
第84条 課 税……………	389
税務署職員による質問調査権について定める所得税法第 63条の①趣旨、②憲法適合性……………	387
通達を機縁としてばちんこ球遊器を物品税法上の「遊技 具」として課税することの合憲性……………	389
①税徴取の方法も第84条等の規律を受けるか、②遊興飲 食税の特別徴取制度の憲法適合性……………	389

①ゴルフ場の利用に対し娯楽施設利用税を課することと した地方税法第75条第1項第2号の憲法第13条適合 性、②ゴルフ場の土地建物につき固定資産税を賦課し たうえゴルフ場を利用する者に対し娯楽施設利用税を 賦課することと二重課税の成否……………	390
①租税法主義と不確定概念使用の可否、②国民健康保 険条例において、税率を定率ないし定額によって定 めず、課税権者に課税総額の確定を委任し課税権者が 右課税総額を基礎に税率を決定する旨規定することの 合憲性……………	390
①税法の憲法適合性に関する判断枠組、②所得税法が事 業所得等においては経費の実額控除を認めながら、給 与所得については経費の概算控除を規定していること の合憲性……………	390
登録免許税につき、租税特別措置法第78条の3第1項に よる軽減税率の適用を受けようとする場合には、登記 申請書に知事の証明書を添付しなければならぬと定 める同法施行規則第29条第2項の有効性……………	391
消費税法において明文の規定なく推計課税することの合 憲性……………	391
①第84条は、課税関係における法的安定が保たれるべき 趣旨を含むものか、②法律でいったん定められた財産 権の内容を事後に変更する法律の合憲性判断基準、③ 暦年途中の変更及び暦年当初からの適用を内容とする 租税法規の合憲性判断基準、④暦年途中で施行された 長期譲渡所得に係る損益通算廃止規定を暦年当初から 適用する改正附則の同条適合性……………	391

市町村が行う国民健康保険の保険料について、①第84条 にいう租税の意義、②同条の準用と判断基準、③保 料率の決定を市長に委任したことの適法性・合憲性、 ④賦課期日後の保険料率告示の合憲性、⑤困窮者に対 する減免措置規定の合憲性……………	392
第86条 予算 「軍事費を定める予算部分について納税の義務がない」 とする主張の当否……………	398
第89条 公の財産の支出又は利用の制限 刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律におけ る信仰の自由の保護規定……………	403
①教育の事業と第89条後段にいう「公の支配」の意義、 ②私人による幼児教室の事業が同条後段にいう「公の 支配」に属しているといえるか……………	403
玉串料・供養料の公費支出……………	405
①政教分離規定の趣旨、②「宗教的活動」の意義……………	405
①忠魂費の公費移設・再建、②遺族会への公費支出、③ 市の教育長の慰霊祭参加……………	405
公有地の宗教施設としての無償使用と憲法第20条第1項 ……………	405
市が神社の敷地となっている市有地を町内会に無償で譲 与することの合憲性……………	405
第90条 決算検査、会計検査院 公共企業体等の制度変遷……………	407

【第8章 地方自治】

第92条 地方自治の基本原則 民衆訴訟に遡及効が認められないことの憲法適合性……………	410
学力テストの全国実施と地方自治の本旨……………	410
地方自治の本旨と所管大臣による裁決代行の憲法適合性 ……………	411
地方自治体は住民の権利を実質的に代理しうる立場にあ るとしてその権利を代位行使することの可否……………	411
第93条 地方公共団体の機関、その直接選挙 地方議会会議録の①閲覧・②謄写請求権……………	413
市議会常任委員会の会議録の閲覧不許可通知の処分性……………	413
市議会財産総務委員会の傍聴許可制度の憲法適合性……………	413
地方自治法の規定が違憲無効であることを主たる争点と する区長選任・就任無効確認訴訟の可否……………	414
区長選出に先立って行われる区民投票制度の合憲性……………	414
地方議会議員除名決議の要件……………	414
地方議会議員除名決議の要件……………	415
議員除名処分後に任期満了を迎えた場合に処分取消訴訟 を提起することの可否……………	415
地方議会の議事進行に関連する議員の刑事犯罪と告発要 件の有無……………	415
議会における議員の発言を理由とする懲戒処分を受けた ことを理由とする損害賠償請求に対する司法審査の可 否……………	415
県議会議長の同県議会議員に対する発言の取消命令と司 法審査……………	415

普通地方公共団体の議会の議員に対する懲罰の違法性の判断方法	416
《地方参政権における国籍要件》	
①外国人の地方参政権を認めないことの憲法適合性、②外国人の地方参政権を認めることの憲法適合性	416
地方選挙国籍要件の合憲性	417
住民投票の国籍要件を定める条例の憲法適合性	417
《地方選挙における住所の意義》	
地方公共団体の選挙における非居住者による投票の有効性	417
選挙人名簿における住所の意義	417
公職選挙法における住所の意義	417
無資格者の選挙人名簿への登録は選挙の無効原因となるか	418
公職選挙法上の住所と住民基本台帳上の住居との関係	418
大量の無資格者が選挙人名簿に登録された疑いがある場合における選挙管理委員会による調査義務	418
当選後旧住所から転出の届出をした場合における当選の有効性	418
公園に起居する者の住所	418
《特例選挙区》	
①特例選挙区の設置における都道府県議会の裁量権、②同裁量権に対する司法審査の方法	419
第94条 地方公共団体の権能	
町が開催した地元選出国会議員の大任就任祝賀式典に公費を支出することの憲法適合性	420
①署名等代行事務の機関委任事務該当性、②土地収用法第36条第5項によって都道府県知事の権限に属するものとされた署名等代行事務の主体、③駐留軍用地特措法第3条の規定による土地等の使用又は収用への土地収用法の適用、④署名等代行事務の主務大臣、⑤職務執行命令訴訟の趣旨、⑥職務執行命令訴訟における司法審査の判断基準	420
地方公共団体の長によるパチンコ店建築工事続行禁止を求める訴訟の可否	421
《条例の法律・憲法適合性》	
遊技場における行為規制を定める条例の風俗営業取締法適合性	422
ため池の堤塘に農作物等を植えることを禁ずる条例の合憲性	422
公衆浴場の距離制限による配置基準を定める条例の有効性	422
公衆浴場規制を定める条例の合憲性	422
河川管理に関する上乗せ条例の可否	422
地方公共団体区域外から区域内に対して電話でなされた行為の条例による処罰の可能性	423
産業廃棄物中間処理施設運営が適切なものとなるよう行政指導を行うべき地方公共団体の義務	423
一般廃棄物回収規制を定める条例についての①廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び地方自治法適合性、②憲法第31条適合性、③第94条適合性	423
一般廃棄物回収規制を定める条例の廃棄物処理法及び憲法適合性	424

《条例と罰則》

条例による罰則規定の合憲性……………425
 刑罰法規規定が不明確のため違憲とされる判断基準……………425

《条例と租税》

①催物の主催者・経営者を入場税の徴収義務者と定める
 条例の地方税法適合性、②寄付金品の範囲を定める条
 例の同法適合性……………425
 地方税法と地方税条例主義……………425

①地方公共団体による地方税賦課徴収における自治大臣
 の許可の性質、②自治大臣の許可制度の憲法適合性……………426
 固定資産評価基準及びその取扱通達の憲法適合性(①第
 84条、②第94条)……………426
 条例により所得に対して外形標準課税を定めることの可
 否……………426

条例により法定普通税と異なる準則を定めることの可否……………427

第95条 地方自治特別法の住民投票

第95条にいう「特別法」の意義……………428

【第9章 改正】

第96条 改正の手續、その公布

憲法改正手續法(国民投票法)の制定……………431

【第10章 最高法規】

第98条 最高法規、条約及び国際法規の遵守

自衛隊基地建設用地の売買契約と第98条……………437
 私法契約と国の違憲審査・平和的生存権……………438
 第99条の一般国民に対する効力……………438
 争議権を制限する地方公務員法の規定の第98条・条約適
 合性……………441

世界人権宣言の法規規範性……………441

勾留・保釈制度の人権規約適合性……………441

母国語以外の理解できる言語で通訳することの人権規約
 適合性……………441

訴訟費用を被告人に負担させることの憲法・人権規約適
 合性……………441

強制労働条約の国内裁判所での直接適用可能性……………441

《外国国家に対する裁判権》

第99条 憲法尊重擁護の義務

町長は、第99条を根拠として知事の地方自治法第146
 条第12項の規定に基づく職務執行命令を拒否できるか……………442
 公務員が日米安保条約改定阻止行動集会への参加を拒否
 した同僚の職務執行を妨害することが第99条により正
 当化されるか……………443

学力テストを阻止しようとして公務員を教室外に引きず
 り出す行為が第99条により正当化されるか……………443

憲法遵守義務を定める第99条に違反した①一般人及び②
 公務員間の契約は無効であるとの主張の可否……………444

私法契約と国の違憲審査・平和的生存権……………444

序論

第1 憲法の意味、概念

憲法とは、国の組織に関する基本法であるが、いろいろな意味に用いられている。

一 まず、その内容が多少とも自由主義原理に立脚する憲法であるかどうかによって、次の2つに分けられる。

1 固有の意義における憲法

国家という一定の社会の基本となる法——決まり、取決め——のことであり、本来の意味における憲法ともいわれる。最も広い意味における憲法の意味である。この意味における憲法は、国家の存在するところは必ず存在するものであり、我が国でも建国と同時にこの意味の憲法が存在していたのである。したがって、この意味の憲法は、必ずしも成文法（書かれた法律）として制定されているものではなく、事実として存在している場合（不文法——書かれていない法律）もある。

2 近代的意義における憲法

一定の歴史的発展段階にある国家の憲法のことであり、立憲の意味における憲法ともいわれる。原始国家や古代国家にも存した固有の意味における憲法ではなく、一定の歴史的段階における憲法、つまり、近代国家の憲法——多少とも自由主義原理に立脚する憲法——を指す。1789年のフランス人権宣言第16条の「すべて権利の保障が確保されず、権力分立が定められていない社会は、憲法をもつものではない」とあるうちの「憲法」がここにいる憲法である。

二 また、形式が憲法の法形式であるかどうかによって、次の2つに分けられる。

1 形式的意義における憲法

憲法の法形式、すなわち、成文法の形式を採っている場合の憲法であり、それが更に法典の形式を採る場合には憲法

典というが、憲法典を単に憲法と呼ぶことが通常である。現在イギリスを除き、大抵の国は憲法典をもっている。

2 実質的意義における憲法

憲法が成文法の形式を採っている場合とそうでない場合とを問わず、およそ実質的に国家の組織の基本法を構成している法の総体を指す。したがって、右に述べた固有の意味における憲法と実体的に同じである。

第2 憲法の種類

憲法は、観点を異にすることによっていろいろな分類される。

一 法の形式による分類

1 成文憲法

成文化され、法典の形式を採っている憲法のことである。前にも述べたように、現在イギリスを除いて、大抵の国は憲法典をもっている。

2 不文憲法

成文憲法に対し、実質的意味の憲法が成文の憲法典として制定されていない場合、これを不文憲法という。イギリスが不文憲法の国といわれているが、それは憲法典として成文化されていないという意味であり、部分的には普通の法律、つまり、議会制定法として成文化されている（例えば、1679年の人身保護法、1700年の王位継承法、1911年の議会議法、1998年人権法、1999年貴族院法、2005年憲法改革法、2010年憲法改革及び統治法、2013年王位継承法、2020年欧州連合（離脱合意）法）等）が、極めて重要な憲法上の原則（例えば、国王の政治的無責任、大臣助言制、議院内閣制等）はすべて慣習法又は習律として行われている。

日本国憲法

前 文

日本国民は、正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し、われらとわれらの子孫のため諸国民との協和による成果と、わが国全土にわたつて自由のもたらす恵沢を確保し、政府の行為によつて再び戦争の惨禍が起ることのないやうにすることを決意し、ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する。そもそも国政は、国民の厳粛な信託によるものであつて、その権威は国民に由来し、その権力は国民の代表者がこれを行使し、その福利は国民がこれを享受する。これは人類普遍の原理であり、この憲法は、かかる原理に基くものである。われらは、これに反する一切の憲法、法令及び詔勅を排除する。

日本国民は、恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであつて、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した。われらは、平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めてゐる国際社会において、名誉ある地位を占めたいと思ふ。われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。

われらは、いづれの国家も、自国のことのみに専念して他国を無視してはならないのであつて、政治道徳の法則は、普遍的なものであり、この法則に従ふことは、自国の主権を維持し、他国と対等関係に立たうとする各国の責務であると信ずる。

日本国民は、国家の名誉にかけ、全力をあげてこの崇高な理想と目的を達成することを誓ふ。

日本国憲法の前文は4項に分けられている。

第1項は、日本国憲法制定の事実と方法を宣言すると同時に、その目的及び基本原理を概括的に掲げ、これについての憲法制定権者の根本的態度を明らかにしている。つまり、憲法が民定であるとした後、憲法制定の目的が平和の達成と自由の確保にあることを示すとともに、民主主義が憲法の基本原理で、これを破ることが許されない旨を宣言している。

第2項は、まず第1項でうたった平和主義を更に展開し、戦争の放棄、軍備の撤廃をするに至った理由と、その結果として予想される事態についての決意の表明である。

第3項は、国際民主主義の原理を確認し、その遵守を公約している。

第4項は、結びとして、民主、自由及び平和という理想と目的の達成についての決意と誓いを表明している。

【解説】

(1) 「日本国民」とは、憲法制定権者としての日本人の全体である。

(2) この憲法が直接民主制（主権を有する国民が直接に自ら国政に参与する制度）を採らず、代表民主制（間接民主制ともいわれ、主権を有する国民が選挙によって選んだ国会議員を通じて間接に国政に参与する制度）を採ることを意味している。

もっとも、この憲法は国民が直接国政に参与する場合として、国会議員の選挙（第43条）のほか、憲法改正の場合の国民投票（第96条）、最高裁判所の裁判官の国民審査（第79条）、地方議会の議員及び地方公共団体の長の選挙（第93条）を認めているが、これらは例外である。

(3) 「われら」とは、現在の日本国民であり、「われらの子孫」とは、将来の日本国民を指している（東京高判昭和57・6・23判時1045号78頁）。

(4) 「政府」と言う用語は、広義では広く統治機関、国家機関の全体を指すが、狭義では統治機関から立法府、司法府を除いた行政府、内閣を指す。ここでは前者（広義）の統治機関の意味である。

(5) 「主権」という言葉にもいろいろな意味があり、①土地や人民を管轄する国家の権力（ポツダム宣言第8項の「日本国ノ主権ハ本州、北海道、九州及四国……ニ局限セラルベシ」という場合の主権）、②国家意思、③国家意思の性格として外部に対する最高性、独立性（「主権の回復」、「主権国家」という場合の主権で、前文第3項の主権がこれに当たる）、④国家の意思が形成される場合にそれを最終的に決定する最高の権力（統治権、憲法制定権と同じ）とに分かれている。ここでいう「主権」は、④の意

第1章 天皇

〔天皇の地位・国民主権〕

第1条 天皇は、日本国の象徴であり日本国民統合の象徴であつて、この地位は、主権の存する日本国民の総意に基⁽⁷⁾づく⁽⁸⁾。

本条は、天皇が国の象徴たる役割をもつこと、天皇の地位が国民の意思にその存立の基礎を有することと同時に憲法が国民主権主義を基礎としていることを定めている。

【解説】

(1) 「天皇」という言葉には、国家の機関としての天皇の地位を表わす場合と、その地位を占めている具体的な人を表わす場合とがある。前者が「機関としての天皇」であり、後者は「人としての天皇」である。

ここでいう「天皇」は、国家機関としての天皇のことであり、日本国憲法に出てくる天皇は、原則として、この意義の天皇のことである。

(2) 一般的に「象徴」とは、形のない抽象的なものを形のある具体的なものによって表わす場合のその具体的なものをいう。鳩が平和の象徴であり、剣が武の象徴であり、ハートが愛の象徴であるという具合である。

法的概念として、象徴は代表と区別される。代表とは、代表するものとされるものとの同質性が前提とされ、いわば内在的な表現を意味し、代表する者の行為が法的に代表される者の行為とみなされる。これに対し、象徴は、象徴するものとされるものが異質的で、いわば外在的、超越的な表現であり、象徴する者の行為が直ちに象徴される者の行為とみなされるわけではない。

国の象徴としての機能をもつべきものとして法律によって定められる通常のもものは国旗であり、例えば、ブラジル19

46年憲法第195条は「国旗、国歌、国璽及び国章を国家の象徴とする」としている。

天皇が日本国の象徴であるということは、人々が天皇をみることによつて日本国を思い浮かべることができるということであり、また天皇が日本国民統合の象徴であるということは、人々が天皇をみることによつて日本国民統合の姿をみることができるということなのである。そして、これはあくまでも法律的に——憲法上——天皇に日本国また日本国民統合の象徴の機能があるとして定めたものである。

そもそも君主国においては、一般的に君主はその国の象徴であるとされている。例えば、イギリスの国王がその例で、1931年のウェストミンスター憲章はその前文で、「国王は、イギリス連邦所属国の自由な連合の象徴であり、それらは国王に対する共通の忠誠によつて結合されている」と規定している。

明治憲法にあつても、天皇は、当然この日本国の象徴としての役割を有していたわけであり、その限りにおいては、明治憲法と日本国憲法との間に断絶はない。

しかし、その地位が後にも述べるように、日本国民の総意に基づいていたかどうかによつて、法律的には大なる相違が存するのであり、明治憲法から日本国憲法への移行は「統治権者兼象徴」から「象徴」へとということになる。

○〔象徴天皇制の意義〕新憲法の下に於ても天皇は仍ほ一定範圍の国事に関する行為を行い、特に国の元首として外交上特殊の地位を有せられるのみならず、依然栄典を授与し、国政に関係なき儀式を行う等国家の一員としても一般人民とは全く異つた特別の地位と職能とが正當に保持せられてこゝそ初めて日本国がその正常な存立と発展とを保障せられるものであることを表明したものと認むべきである。然らば天皇の保有せられる国家上の地位は新憲法の下においても一般国民のそれとはその内容において相當の相違があり、天皇個人にたいする誹毀誹謗の所為は依然として日本国ならびに日本国民統合の象徴にひびき及ぼす結果となるもので、従つてこの種の行為にたいして刑法不敬罪の規定が所謂名誉毀損の特別罪としてなお存続しているものと解するを相當とする（東京高判昭和22・6・28刑集2巻6号607頁・不敬罪被告事件。ただし、不敬罪については大赦があつたことから結論としては被告人を免訴とした）。

(3) 「日本国」も「日本国民統合」もニュアンスの相違はあつても、いずれも日本という国を意味する点において同じである。「日本国」という言葉は、日本国家の領土その他の物的要素に着目した言葉であり、「日本国民統合」とは、日本人の結合という日本国家の人的要素に着目した言葉である。したがつて、「日本国の象徴」とは、物的に考えられた日本国家の象徴を意味し、「日本国民統合の象徴」とは、人的に考えられた日本国家の象徴ということになる。

(4) ここでいう「地位」とは、国家機関としての天皇の地位、つまり、象徴としての天皇の地位である。

第2章 戦争の放棄

〔戦争の放棄、軍備及び交戦権の否認〕

- 第9条① 日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、^② 国権の発動たる戦争と、武力による威嚇^⑤又は武力の行使^④は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。^⑥
- ② 前項の目的を達するため、^⑧ 陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。^⑩ 国の交戦権^①は、これを認めない。^⑫

本条は、前文で宣言された永久平和主義の理想を具体化し、侵略戦争のみならず自衛ないし制裁のための戦争をも放棄し、これが裏付けとして軍備をも廃止することを明示したものである。

【解説】

(1) 「日本国民」とは、個々の国民ではなく、一体としての日本国民であり、具体的にはこの日本国民を代表して国政を担当する日本国政府のことである。したがって、個々の国民がそれぞれの意思で外人部隊として外国の軍隊に加わり、又は外国の戦争に参加することは本条の関与するところではない。

(2) 戦争放棄の動機を示している。つまり、戦争を放棄したのは、太平洋戦争に敗れたためやむを得なかつたからではなく、その動機は、正義と秩序が維持されることよって基本的に維持される国際平和を誠実に希求し、これを心から求めるためであることを表わしており、前文で示された永久平和主義が、ここにおいても強調されている。

(3) 「国権の発動たる戦争」とは、国家主権の発動としての戦争、つまり、戦争のことである。ただし、戦争は、およそすべて国権の発動であり、国権の発動でない戦争は考えられない。

(4) 「武力の行使」とは、国際法でいう戦争に至らない戦闘行為である。満州事変、日華事変、ノモンハン事件等はこ

れに当たる。

「戦争」と「武力の行使」との区別は、実際の武力闘争の規模の大小によるものでなく、形式的に宣戦布告がなされているかどうかによるものである。

(5) 「威嚇」とは、実際には武力を行使しないが、自国の主張を容れなければ武力を行使するとの意向を示して相手国をおどすことである。対支21ヶ条要求(大正4年)がこの例とされている。

(6) 「国際紛争を解決する手段として」については、学説が対立しており、第1説は、戦争ないし武力の行使は、すべて国際紛争を解決する手段として行われ、国際紛争を解決する手段でない戦争があるわけではないから、本項によっておよそ戦争はすべて——侵略戦争はもちろん、自衛戦争、制裁戦争も——放棄されているとされており、第2説は、「国際紛争を解決する手段として」の戦争とは、侵略戦争のことであり、本項によって放棄されるのはこの侵略戦争であり、自衛戦争、制裁戦争は放棄されていないとするものである。第2説は更に、(イ)自衛戦争、制裁戦争は、結局、第2項後段の交戦権の否認によって放棄されるとするものと、(イ)第2項後段によっても自衛戦争、制裁戦争は放棄されないとするものとに分かれる。通説は第2説(ア)であるが、第1説も有力であり、第2説(イ)は少数説である。政府見解は第2説(ア)であり、「憲法は侵略戦争を禁止しているのが主眼である。自主独立の国として自衛権はあるが、国の交戦権を否認しているから、自衛戦争はできない形になっている」としている。

本項のみで戦争を放棄したとする第1説を採用とすれば、わざわざ「国際紛争を解決する手段としては」の文言を必要とせず、素直に「戦争と武力の行使は、永久にこれを放棄する」とすべきであつたらうし、また従来の国際法上の用法をみても、不戦条約第1条や国際連合憲章第2条におけるように、国際紛争の解決のために戦争ないしは武力的手段に訴えることを禁止しているところから、国際紛争を解決する手段としての戦争とは侵略的な違法な戦争であると解され、その限りでは、第2説(ア)が正当である(もつとも、同説が第2項後段によって自衛戦争までも放棄したとする点には、後に述べる昭和33年の最高裁判所判決の読み方との関連で問題があるが、この点については(10)で述べる)。

(7) 「永久にこれを放棄する」とあるので、戦争の放棄が敗戦による単に一時的のものでなく、将来の国際平和のために永久に放棄するという趣旨である。

(8) (6) で述べた第1説によると、第1項で戦争すべてを放棄しているのであるから、この「前項の目的を達するた

第3章 国民の権利及び義務

〔国民の要件〕

第10条 日本国民たる要件は、法律でこれを定める。⁽³⁾⁽⁴⁾

本条は、日本国民となり得る要件を法律で定めることを規定したものである。政府原案にはなかったが、衆議院において、憲法における最小限度の必要事項として追加された。

【解説】

(1) 「日本国民」とは、日本国の構成員の意味である。前文第1項、第1条の「国民」は主権者の意味であり、これとは異なる。主権者としての「国民」には、天皇は含まれない（主権者たる「国民」の総意が天皇の地位の法的根拠であるから、天皇がこの「国民」に含まれないことは当然であろう。第1条(6)、(8)参照）。しかし、天皇も日本国の構成員である限り本条にいう「日本国民」には含まれる（通説）。

(2) 「日本国民たる要件」とは、日本国民の資格を有する要件であるが、国民たる資格を国籍というから、日本国籍を有する要件であり、要するに、日本国籍を取得する要件とこれを喪失する要件である。

(3) 国籍に関する定めは法律で規定するということである。このことは憲法では定めずに法律に譲ることと、このことを命令で定めてはならないことを表わしている。

「法律でこれを定める」とあるので、法律よりも上位の法形式である条約（第98条第2項によって、日本国が締結した条約は遵守すべきとされている）で定めることは当然憲法上認められている（領土の変更が行われる場合、条約で定められることがある）。現在国籍に関する定めをしている法律としては国籍法がある。同法は、原則として血統主義（国籍取得に関し出生によって国籍を取得するもの）に立脚しているが、例外として土地主義（生地主義ともいわれ、出生によって国籍を取得するもの）であ

り、自国の領土内で生まれた者にその国籍を与えるもの)をも認めている(同法第2条は、出生により日本国籍を取得する場合として、「①出生の時に父又は母が日本国民であるとき、②出生前に死亡した父が死亡の時に日本国民であったとき、④日本で生まれた場合において、父母がともに知れないとき、又は国籍を有しないとき」としている。①及び②が血統主義、③が土地主義によっている)。また、同法第3条第1項は、認知された子の日本国籍の取得について、「父又は母が認知した子で18歳未満のもの(日本国民であった者を除く。)は、認知をした父又は母が子の出生の時に日本国民であった場合において、その父又は母が現に日本国民であるとき、又はその死亡の時に日本国民であったときは、法務大臣に届け出ることによって、日本の国籍を取得することができる」と規定し、同法第14条第1項は、「外国の国籍を有する日本国民は、外国及び日本の国籍を有することとなった時が20歳に達する以前であるときは22歳に達するまでに、その時が20歳に達した後であるときはその時から2年以内に、いずれかの国籍を選択しなければならない。」と規定している(年齢についてはいずれも令和4年4月施行)。

○〔昭和59年国籍法改正〕昭和59年改正前の国籍法第2条第1号は、「出生の時に父が日本国民であるとき」と定めており、これは端的に父が日本国民であるときその子が日本国籍を取得することを決めておらず、違憲の問題を生じないとされていたが(東京高判昭和57・6・23判時1045号78頁)、国際結婚が増えるに従い、父が外国人、母が日本人である場合の子供に無国籍児が生ずることが社会問題化し、昭和59年国籍法改正(法律第45条)により、同号は、「出生の時に父又は母が日本国民であるとき」と改正された。また、同法第3条に「父母の婚姻及びその認知により嫡子たる身分を取得した子で20歳未満のもの(日本国民であった者を除く。)」は、認知をした父又は母が子の出生の時に日本国民であった場合において、その父又は母が現に日本国民であるとき、又はその死亡の時に日本国民であったときは、法務大臣に届け出ることによって、日本の国籍を取得することができる(第1項)、(前項の規定による届出のない日本国民を取得する(第2項))との条文が追加された。

○〔①外国人である母の非嫡出子が日本人である父により胎児認知された子につき同号による日本国籍の取得が認められた事例〕①外国人である母の非嫡出子が日本人である父により胎児認知されていなくても、右非嫡出子が戸籍の記載上母の夫の嫡出子と推定されるため日本人である父による胎児認知の届出が受理されない場合であつて、右推定がされなければ父により胎児認知がされたと認めらるべき特段の事情があるときは、右胎児認知がされた場合に準じて、国籍法2条1号の適用を認め、子は生来的に日本国籍を取得すると解するのが相当である。右の特段の事情があるというためには、母の夫と子との間の親子関係の不存在を確定するための法的手続が子の出生後遅滞なく執られた上、右不存在が確定されて認知の届出を適法にすることができるようになった後速やかに認知の届出がされることを要する。○韓国人である母Aの子甲が出生した当時、Aが日本人であるBと婚姻関係にあつたため、日本人である父Cが適法に甲を胎児認知することができなかつたが、甲の出生の約3箇月後にBと甲との親子関係不存在確認の調停が申し立てられ、親子関係不存在確認の審判が確定した12日後にCが甲を認知したなど判示の事実関係の下においては、甲は、国籍法2条1号により日本国籍を取得する(最判平成9・10・17民集51巻9号3925頁)。

○〔国籍に関する立法裁量、認知の国籍法上の適及効〕①国籍は国家の構成員の資格であり、元来、何人が自国の国籍を有する国民であるかを決定

第4章 国会

〔国会の地位・立法権〕

第41条 国会は、国権の最高機関であつて、国の唯一の立法機関である。

本条は、行政権は内閣に属するとする第65条と、司法権は裁判所に属するとする第76条とともに、立法権が国会に属することを定め、更に国会が国権の最高機関であることを定めたものである。

【解説】

(1) 「国会」とは、日本国憲法の設ける議会である。議会は、衆議院及び参議院の両議院によつて組織される単一の合議体である。明治憲法では、議会を「帝国議會」と称していたが、この憲法では「国会」という用語を用いた。

(2) 「国権」とは、国家の権力であり、統治権のことである。第9条の「国権」と同様である。

(3) 「最高機関」の「最高」とは、法的に最高かつ絶対的に最高であるという意味ではない。国会は、原則として、内閣の助言と承認の下に天皇によつて召集されて(第7条第2号)初めて活動を開始することができるし、内閣は、衆議院解散権(第69条)をもち、また最高裁判所は、法律の違憲立法審査権(第81条)をもっている。この限りでは、国会は最高機関であるとはいえない。

したがつて、「最高」という言葉は、法的な意味を有するものではなく、政治的な重要性を表わすものといえよう。

(4) 「唯一の立法機関」とは、国会以外に実質的意義の立法権を行う機関は認められないということ、国会の行う立法手続に国会以外の機関が参加することも認められないということの意味するが、この点についても問題があり、まず国会以外にも実質的立法権を有する機関がある。憲法に規定がある例としては、最高裁判所が規則制定権を有し(第77条)、内閣が政令制定権を有し(第73条第6号)、地方公共団体が条例制定権を有する(第94条)等である。次に、国会の行う立法

手続に他の機関が参加する場合もある。例としては、内閣に法律案の提出権を認め（第72条、内閣法第5条）、憲法改正には国民投票を要し（第96条）、地方自治特別法には住民投票を要する（第95条）等である。したがって、ここにいう「唯一の」というのも必ずしも完全な意味のそれではなく、憲法自身が認めた例外を除いてという意味とならざるを得ない。

(5) 立法権、行政権、司法権を総括して、通常「三権」といつているが、この三権につき、三権分立という問題がある。三権分立の考え方は、権力分立の理論によるものであり、権力分立の理論とは、国家の権力から国民の自由を守るために考え出された自由主義的な政治組織原理であり、権力の濫用又は恣意的な行使を防止しようとする原理である。その根底には、国家権力及びこれを行使する人間に対する懐疑的、悲観的——国家権力及びこれを行使する人間は権力を濫用し、恣意的に行使するものであるという——態度、不信任が存している。

したがって、権力分立の理論によれば、立法、行政、司法の権限を一人一つの機関に掌握させることをせず、別々の機関によって掌握・行使させ、権限相互の間に相互的制約関係を設け、抑制と均衡（チェックアンドバランス）を保たせようとするのである。

この三権分立の原則はアメリカ、イギリスを始め、フランス、ドイツ、イタリアその他ヨーロッパ諸国において採用されているが、大別してイギリス型とアメリカ型とに分けられる。

イギリス型とは、いわゆる議院内閣制であり、民主主義原理を貫こうとして権力分立・均衡の原理を破って、国会優位の下に、立法部と行政部との一体、共働を実現させようとするものである。権力分立主義では、立法部と行政部とは互いに猜疑、不信を根底とする対立を示すのに対し、議院内閣制では、原則として、国会と内閣との信頼関係を基礎としている。もつとも、この信頼関係にも限度があり、これが破れるときは、立法部と行政部は、下院における内閣不信任案の決議と内閣による下院の解散とを武器として相抗争することになり、ここでは権力分立主義の原理が表面化する。

アメリカ型とは、三権が互いに独立し合っている制度で、立法権は連邦議会に、行政権は大統領に、司法権は裁判所に与えられ、三権は互いに独立し他を侵さないようになっている。議会は、上院と下院の二院から成り、立法部と行政部とはできるだけ交渉をもたないようにされている。大統領は国民によって選挙され、行政部の職員は議員を兼ねることができないし、委員会、議会に出席し発言することもできないが、大統領が議会に報告又は勧告することだけが認められ、法律案の提出権も裁可権もない。拒否権を行使することはできるが、その効力は停止的なものにはすぎない。大統領は議会を

第5章 内閣

〔行政権〕

第65条 行政権⁽¹⁾は、内閣⁽²⁾に属する⁽³⁾。

本条は、行政権の帰属主体を明らかにしたものである。

【解説】

(1)「行政権」の意義については多くの見解があるが、大きく分けると積極説と消極説となる。積極説は、積極的に行政権の内容を説こうとするもので、例えば、国家がその法秩序の下で、その目的を実現するための司法権限以外の権限とか、法令に拘束された国家机关、すなわち、行政庁による執行権とかであると説くものであり、消極説は、国家統治権のうち立法権と司法権とを除いた残りの権限であると説くものであり、この見解が通説である。

もともと、国法を定立するのが立法権の内容であり、この定立された国法を適用するのが司法権、行政権の内容である。国法の適用という限りでは司法権も行政権も性質を等しくしている。しかし、司法権は具体的な争い——紛争——を解決するために、国法を具体的に適用する権限であるのに対し、行政権はこの具体的な争いの解決のためではなく、一般的目的のために国法を適用する権限であるという相違がある。これが実質的意義における行政権であり、これに対して形式的意義における行政権が対立している。これは行政権の内容にとらわれず、形式的に行政部——内閣——に属されている権限を行政権、その作用を行政権の内容とみるものである。

右に述べた実質的意義における行政権は必ずしもそのすべてが行政部——内閣——に属させられているとは限らず、例えば、国会が内閣総理大臣の指名権(第67条)、予算の議決その他財政を処理する権限(第83条以下)、国政調査権(第62条)等の行政に関与する権限を有し、最高裁判所が裁判所の予算、人事等に関してある程度の権限を有し(財政法第17条以下、

裁判所法第40条以下)、また、裁判所が行政事件訴訟法により行政処分を命じたり(同法第25条第2項)、地方自治法により国の機関としての都道府県知事及び市町村長等に対する一種の監督作用を行ったりする(地方自治法第245条の8)等立法部、司法部に属させられているものがある。一方、逆に行政部に属するものがすべて実質的意義における行政権であるとは限らない。例えば、行政部にも法律の委任の下に法律を実施するための命令を定立する権限が属させられている(また、立法部、司法部についても同様に、実質的意義における立法権、司法権がすべて属させられているわけではない)。そこで、この点に着目して、形式的に行政部に属させられている権限を行政権とみようというのが、形式的意義における行政権の観念である。

本条が「行政権は、内閣に属する」と規定しているのは、実質的意義における行政権のことをいっているものであり、このことは第41条が「国会は、……国の唯一の立法機関である」と規定し、また、第76条が「すべて司法権は、……裁判所に属する」と規定しているところからも明らかであろう。しかし、こう解したからといって、実質的意義における行政権がすべて内閣に帰属しているわけではなく、憲法上でも例外が規定されている。

なお、第41条に「唯一の」とあり、第76条に「すべて」とあるのに、本条にこうした限定がされていないところより、行政権を内閣に独占させる趣旨ではなく、法律が内閣とは全く別の、内閣から独立した国家機関に行政権の一部を属させることを認めていると解されるかどうかの問題がある。これを肯定する見解もあるが、他方、内閣に属させられた行政権については、内閣が統轄の任務を有し、その行使について「国会に対し連帯して責任を負ふ」(第66条第3項)とされているのであるから、憲法に定められた例外(会計検査院)を除いて、内閣から完全に独立な地位を有する行政機関を設けることはできないとする見解もあり、更にこの中間的見解として、本条は原則として行政権を内閣に独占させる趣旨であるが、憲法が内閣は行政権の行使について国会に対し連帯して責任を負うべきものと定めるほか、議院内閣制を採っていることから、国会に対する関係では内閣が行政権を独占することは必ずしも本条の要求するところではなく、国会のコントロールの下において、原則として行政権を内閣に独占させようというものが本条の趣旨であり、一応行政権に属するとみられるべき国家作用でも、この性質上国会のコントロールに服するに適しないものは、内閣から独立した機関によってなされることとは本条に違反しないと見解もある。この最後の見解によれば、前述した裁判所の営む行政作用(特に行政処分の執行停止、地方公共団体の長に対する監督作用)について合理的に説明することができるので、これが正当であろう。

第6章 司法

〔司法権・裁判所、特別裁判所の禁止、裁判官の独立〕

- 第76条① すべて司法権は、最高裁判所及び法律の定めるところにより設置する下級裁判所に属する。⁽⁴⁾
- ② 特別裁判所⁽⁵⁾は、これを設置することができない。行政機関は、終審として裁判を行ふことができない。⁽⁸⁾
- ③ すべて裁判官は、その良心に従ひ独立してその職権を行ひ、この憲法及び法律にのみ拘束される。⁽⁹⁾⁽¹⁰⁾⁽¹¹⁾⁽¹²⁾⁽¹³⁾

本条は、立法権が国会に属するとする第41条、行政権が内閣に属するとする第65条に対応して、司法権が裁判所に属することを定め、それとともに司法権独立の核心である裁判官の職権の独立性を明らかにしている。

【解説】

(1) 「司法権」とは、法律上の争訟を裁判する権限であり、民事・刑事事件の裁判権に限らず行政事件の裁判権も含まれる(通説)。これに対して、本条の司法権には行政事件の裁判権は含まれないとする見解がある。司法権について憲法上明らかにした定義規定はないが、明治憲法が司法裁判所と別に行政裁判所を設けて、「行政官庁ノ違法処分ニ由リ権利ヲ傷害セラレタリトスルノ訴訟ニシテ別ニ法律ヲ以テ定メタル行政裁判所ノ裁判ニ属スヘキモノ」(明治憲法第61条)は、司法裁判所で受理できないとしていたのに比し、この憲法は、何らの規定も置いていないこと、第81条で最高裁判所に違憲立法審査権を認めて行政処分の違憲性の判断を裁判所の権限としていること、第32条で「何人も、裁判所において裁判を受ける権利を奪はれない」として行政事件を含めたすべての法律上の争訟について司法裁判所に出訴できることとしていること等からして、通説の見解が正当である。

判例も、この憲法が最高裁判所に違憲立法審査権、規則制定権を認めていること、特別裁判所を許さず、行政機関が終審として裁判を行うことを禁止してすべての裁判を司法裁判所に統一する組織を確定していること等から、この憲法の下

における司法権は、その性質上当然に行政事件に関する裁判権をも含むとしている（東京高判昭和24・12・5民集6巻2号177頁、高民2巻3号325頁）。

恩赦がこの司法権に含まれるかどうかについては、恩赦は裁判所によって科せられた刑罰の効果を事後における事情変更等を考慮して全部あるいは一部を失わせる行為であるので、諸国でも裁判所以外の行政機関の権限としており、この憲法も内閣の権限にしている。

「すべて司法権は」の「すべて」は、立法権について「国会は、……国の唯一の立法機関」であるとし、行政権について「行政権は、内閣に属する」として何ら限定していないのと異なり、司法権は最高裁判所及び下級裁判所に専属するとする趣旨にとれそうであるが、国会の有する立法権にしたところで、憲法自らが内閣の政令制定権、最高裁判所の規則制定権、地方公共団体の条例制定権を認めているほか、地方自治特別法に住民の投票を必要としており、更に憲法に規定がなくても人事院、公正取引委員会のように独立行政機関に規則制定権が認められているものがあるのみならず、司法権については憲法自らが議員の資格に関する争訟については国会各議院が裁判権を有し、罷免の訴追を受けた裁判官の裁判については国会の設ける弾劾裁判所が裁判権を有するとしている等、例外が存するところより、「すべて」は「唯一の」と同様、必ずしもその言葉とおりの意味ではないこととなる。

(2) 「最高裁判所」とは、裁判所の系列で最高の段階にある裁判所、つまり、裁判所の最上級裁判所である。

(3) 「下級裁判所」とは、裁判所の系列で最高裁判所の下位にある裁判所である。本条項にいう「法律の定めるところ」の「法律」である裁判所法によると、下級裁判所としては、高等裁判所、地方裁判所、家庭裁判所、簡易裁判所の4種類がある（同法第2条第1項）。「下級」といっても、行政組織における下級機関とは異なり、上級裁判所の指揮監督を受けず、「下級裁判所」であつても職務上は独立している。しかし、審級制度を認める以上、下級裁判所の裁判に対して不服があれば上級裁判所に上訴することができ、上級裁判所が下級裁判所の裁判の可否を審査することができることは当然であり、「上級審の裁判所の裁判における判断は、その事件について下級審の裁判所を拘束する」（同法第4条）とされている。

《審級制度》

○ 「上級審を法律審とする審級制度の憲法適合性」原審の事実認定乃至刑の量定に対する批難を上告の理由として認めるか否かは上告審においても

第7章 財政

〔財政処理の基本原則〕

第83条 国の財政を処理する権限⁽²⁾は、国会の議決に基いて⁽³⁾、これを行使しなければならない⁽¹⁾。

本条は、財政に関する国の活動が国会の議決に基づいてなされるべきであるという一般的な基本原則を定めたものであり、法律による行政の原則を財政の領域にも実現すべしとする趣旨である。

【解説】

(1) 「財政」とは、国家がその存立を維持し、その任務を行うために必要な財力を取得し、かつ、管理する作用であり、作用の性質からみて、財政権力作用と財政管理作用とに分けられる。前者は、財力を取得するために統治権に基づき国民に命令し強制する作用（租税の賦課徴収等）であり、後者は、その財産を管理し会計を経理する作用（国費支出、国有財産の管理等）である。「国の財政」であるから、地方公共団体の財政に対するものであっても、結局においては国民の負担に還元されるところより、この「国の財政」に関する憲法上の原則は、ことの性質上必要な修正を加えながらすべて地方公共団体の財政にも妥当する。

(2) 右に述べた財政権力作用及び財政管理作用を行う上での権限であり、行政権に含まれる。この権限としては、租税を賦課徴収すること、貨幣制度を定めて貨幣を発行すること、国費を支出すること、債務を負担することが挙げられる。

(3) 「議決」とは、法的な意味での「議決」（第56条、第67条）を意味せず、「国会の意思に基いて」という趣旨であり、国の財政作用が国会の定める基準に従ってなされるべきであるという趣旨である。この基準は、一般的、抽象的である場合と個別的、具体的である場合とがあり得る。前者は、法律（諸種の税法）によって定められる場合であり、後者は、国庫債務負担行為（経費の種類内容によって、ある年度においてした歳出義務の負担行為に伴う経費の支出がその年度においては必要なく

翌年度以降において必要となる場合で、例えば、地所家屋の賃借料、出資金等である）に対して各個に具体的に議決がなされる場合がある。いずれにせよ、国会の決定に基づくことを要する。

○〔財政法第3条の特例に関する法律の憲法適合性〕財政法第3条は、国の独占に属する事業の事業料金について法律又は国会の議決に基づいて定めなければならない旨規定しており、同条が憲法第83条の趣旨に沿う規定であることは明らかである。しかしながら、憲法第83条ないしはその原則上、右のような事業料金について、必ず法律又は国会の議決に基づいてこれを決定することを法律で定めることまでが要請されていると解することはできない。したがって、右事業料金について法律又は国会の議決に基づいて定めるよう立法することも、その適用除外の特例を設けることも、憲法上は自由であり、単なる立法政策の問題にすぎないといふべきである。よって、特例法は憲法第83条に違反するとの控訴人らの主張も採用することができない（東京高判昭和57・10・28訟務月報29巻4号727頁・特別着陸料支払義務不存在確認本訴・特別着陸料支払反訴請求控訴事件）。

(4) 前述したように、本条は財政処理の基本原則を規定したものであり、財政の各作用がどのような態様、方式でなされるかについては、第84条以下が規定している。租税賦課については同条が、金銭借入については第85条が、国費支出・債務負担については第85条、第86条が、それぞれ規定している。

〔課税〕

第84条 あらたに租税を課し、又は現行の租税を変更するには、法律又は法律の定める条件によることを必要とする。

本条は、第83条が定める財政における国会中心主義の基本原則に基づき、これを財政収入面において具体化して、租税法律主義の原則を規定したものである。

【解説】

(1) 「租税」とは、国又は地方公共団体が、特別の給付に対する反対給付としてではなく、その経費に当てる目的で課税権によって一方的、強制的に徴収する金銭である。

(2) 「租税を課し」とは、租税を設ける、つまり、租税制度を設けるという意味である。

○〔税務署職員による質問調査権について定める所得税法第63条の①趣旨、②憲法適合性〕①所得税法63条の規定は、所得税について調査の権限を

第8章 地方自治

〔地方自治の基本原則〕

第92条 地方公共団体の組織及び運営に関する事項は、地方自治の本旨に基いて、法律でこれを定める。^⑤

本条は、地方自治の存在そのものを保障し、地方自治のあり方についての一般的基本原則を示したものであり、地方公共団体の組織及び運営に関する事項は、国の法律で定めなければならない、しかも、その法律は地方自治の本旨に基づかなければならないとしている。

【解説】

(1) 「地方公共団体」とは、国の領土の一部を構成の基礎とし、その区域内の住民をその構成員とし、国より与えられた自治権に基づいて、地方公共の福祉のため、その区域内の行政を行うことを目的とする団体である。統治団体である点において国に類するが、国の領土の一部を構成の基礎とする地方的団体であり、その自治権は国から与えられ、国家主権に従属する点において、国とは異なる。

地方自治法によると、地方公共団体を普通地方公共団体と特別地方公共団体とに分けており、前者は都道府県及び市町村であり、後者は特別区、地方公共団体の組合及び財産区である（地方自治法第1条の3）。

憲法がその存在を保障し、憲法の定める諸規定を適用すべきとしている地方公共団体はいかなるものであるかの問題がある。政府見解は、憲法はこの点につき規定していないから、法律の定めるところに一任されているとするが、通説は、これに対し、憲法はすべてを法律にゆだねたものではなく、一定の憲法上の制約があり、その制約とは、すべての地方公共団体の存在を否定し、これをすべて国の行政区画とすることはできないこと、都道府県又は市町村のいずれかについて地方公共団体としての性質を奪うことはできないことであるが、地方自治法に定める特別地方公共団体は、本条の「地方

「公共団体」ではなく（したがって、特別区長公選制廃止は憲法違反でない。第93条（5）参照）、道州のような広域地方公共団体を認めること、郡を地方公共団体として復活すること、学区という地方公共団体を設けること等は法律にゆだねられているとしてゐる。

（2）「組織及び運営に関する事項」とは、文字からは、地方公共団体の機関の組織及びその運営（運用）に関する事項と解されるが、本条が全体として地方自治に関する根本原則を定める趣旨であるところからして、広く地方公共団体に関するすべての事項を含み、地方公共団体の種類、区分、体系、組織、権能から、国と地方公共団体との関係、地方公共団体相互の関係、地方公共団体の行政に対する住民の参与の程度等である。

（3）「地方自治」には二つの意味、つまり、団体自治（法律的自治）と住民自治（政治的自治）とがあるといわれている。前者は、国から独立の団体の存在を認めてその地域における行政には原則としてこれに当たらせることで、後者は、その団体の組織や権限行使が専ら住民の意思に基づいていることであり、両者がともに存在することが「地方自治」のためには必要である。

（4）地方自治の理想に添ってという意味である。したがって、地方的行政のために国から独立した地位をもつ地方公共団体を設け、この団体が原則として国の監督を排除して、自主的、自律的に直接、間接住民の意思によって地方の実情に即して、地方的行政を行うべきという趣旨である。

○「民衆訴訟に遡及効が認められないことの憲法適合性」 地方自治法243条の2による訴えは行政事件訴訟特例法1条の「公法上の法律関係に関する訴訟」であり、いわゆる民衆訴訟に類するものであるところ、憲法92条は、地方公共団体の組織及び運営に関する事項は、地方自治の本旨に基いて、法律でこれを定める、と規定しているだけで、「地方自治の本旨」が何であるかを具体的に明示してはいない。そして地方自治法243条の2のような訴訟の制度を設けるか否かは立法政策の問題であって、これを設けないからとて、地方自治の本旨や憲法92条、94条に違反するとはいえない（最大判昭和34・7・20民集13巻8号1103頁）。

○「学力テストの全国実施と地方自治の本旨」 現行法制上、学校等の教育に関する施設の設定、管理及びその他教育に関する事務は、普通地方公共団体の事務とされ（地方自治法2条3項5号）、公立学校における教育に関する権限は、当該地方公共団体の教育委員会に属するとされる（地教行法23条、32条、43条等）等、教育に関する地方自治の原則が採用されているが、これは、戦前におけるような国の強い統制の下における全国的な画一的教育を排して、それぞれの地方の住民に直結した形で、各地方の実情に適應した教育を行わせるのが教育の目的及び本質に適合するとの観念に基づくものであって、このような地方自治の原則が現行教育法制における重要な基本原理の一つをなすものであることは、疑いをいれない。そして、右の教育に関する地方自治の原則からすれば、地教委の有する教育に関する固有の権限に対する国の行政機関である文部大臣の介入、監督の権限に一定の制

第9章 改正

〔改正の手續、その公布〕

- 第96条① この憲法の改正^①は、各議院の総議員の3分の2以上の賛成^②で、国会が、これを発議^③し、国民に提案^④してその承認を経なければならぬ。この承認には、特別の国民投票又は国会の定める選挙の際行はれる投票^⑤において、その過半数の賛成を必要とする。
- ② 憲法改正について前項の承認を経たときは、天皇は、国民の名で、この憲法と一体を成すものとして、直ちにこれを公布する。

本条は、日本国憲法の改正手續を定めたものであり、まず憲法改正権は憲法制定権と同じく日本国民にあるという意味で、最終的には国民投票によることを要求しており、次に改正手續を極めて慎重かつ困難にしている。

【解説】

(1)「憲法の改正」とは、形式的意義における憲法、つまり、本書で取り上げている憲法典としての日本国憲法の改正である。改正とは、全文改正、一部改正、削除、追加等の総称である。

○「憲法改正手續法（国民投票法）の制定」平成19年に、国会法の一部が改正され、また、日本国憲法の改正手續に関する法律（法律第51号。憲法改正手續法）が制定されるなど、憲法改正のための手續が整備された。すなわち、憲法改正は、衆議院議員100人以上、参議院議員50人以上により発議され（国会法第68条の2）、同法改正により設置された憲法審査会（同法第102条の6）において審議され、各議院の総議員の3分の2以上で可決された（憲法第96条第1項）後、憲法改正手續法の定める手續により、年齢満18年以上の者（同法第3条）により国民投票が行われ、投票総数の過半数の賛成があった場合には国民の承認があったものとされ（同法第98条第2項、第126条）、直ちに内閣総理大臣により憲法改正公布の手續が採られる（同法第126条）。憲法改正手續法については、平成26年に、①選挙権年齢等の18歳への引下げ関係、②公務員の政治的行為に係る法整備関係、③国民投票の対象拡大についての検討関係についての改正が、令和3年に、投票環境向上のための公職選挙法改正に伴う改正（投票人名簿閲覧

制度の創設、在外投票人名簿登録移転制度創設に伴う規定の整備、共通投票制度の創設等）が行われた。

この改正については、日本国憲法をどのようにでも変更し得るか、つまり、憲法改正に限界はないかどうかの問題がある。これについては、本条の定める憲法改正権に何ら制限はないとする見解と、法的に限界があり、この憲法によつて立つ基本原則——国民主権主義、基本的人権尊重主義、永久平和主義——を改めることはできないとする見解とがある。前者の見解によれば、国民主権主義を否定する天皇主権主義、独裁主義の憲法へと改正することも可能となるが、後者の見解によれば不可能となるのである。

通説は後者の見解であり、憲法改正に限界があることを認め、ごく一部の学説のみ限界がないとしている。通説がほぼ一致して認める限界としては、国民主権主義、永久平和主義（侵略戦争の放棄に限り、再軍備は憲法改正によつて可能とする）、基本的人権尊重主義（一般的に基本的人権を保障する建前）である。政府見解も改正に限界のあることを認めるが、それを国民主権主義に限っているようである。

(2) 「総議員」とは、衆議院及び参議院それぞれ総議員であり、通説によれば第53条及び第56条の場合と同様、法定数ではなく、現に在職する議員の総数である。したがつて、死亡、辞職等による欠員があれば、それを法定数から差し引いた数である。

(3) 「賛成」とは、衆議院と参議院で少なくとも右の意味の総議員の3分の2が原案に賛成すれば可決される趣旨である。

(4) 「発議」とは、国会が国民投票に付すべき憲法改正案を議決することである。憲法改正は、国会が発議し、国民に提案してその承認を経なければ成立しないのであるから、国会としては、憲法改正案の可否についてはなく、憲法改正の発議の可否について議決する。

国会が議決する前に憲法改正案がいずれかの議院に発案されなければならないが、この発案をする者、つまり、発案権者がだれであるかの問題がある。国会についていえば、一般の議案の場合と同様、衆議院では20人以上、参議院では10人以上である（国会法第56条第1項、通説）。問題は、政府、つまり内閣に憲法改正の発案権があるかどうかである。この点については、憲法に明文の規定がない。学説は、肯定説と否定説に分かれている。肯定説の理由づけは、憲法第72条の「議案」の中に法律案が含まれるとし、これを憲法改正の発案にも推し及ぼし、法律案について明文の規定なしにこれをこの

第10章 最高法規

〔基本的人権の本質〕

第97条 この憲法が日本国民に保障する基本的人権^①は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であつて、これらの権利は、過去幾多の試練に堪へ、現在及び将来の国民に対し、侵すことのできない永久の権利として信託されたものである^{②③}。

基本的人権が神から永久、不可侵のものとして与えられたものであるということ、すべての権利章典がもつ基礎的理念であり、民主憲法にとつては当然なこととされている。本条もそれに倣い、基本的人権が人類の多年にわたる努力の成果であり、過去幾多の試練に堪えてきたもので、永久の権利として信託されているものであることを強調している。

【解説】

(1) ここでいう「基本的人権」とは、第11条にいう「基本的人権」と同様である(第11条(1)参照)。

(2) 「自由獲得の努力の成果」とは、封建的な社会組織、専横的な宗教支配、専制的な絶対君主制等の抑圧、圧制を排除して自由を獲得しようとしてきた人類の長い苦闘の結果であり、欧米におけるマグナ・カルタ(1215年)、宗教改革(16世紀)、権利請願(1628年)、権利章典(1689年)、アメリカ独立(1776年)、フランス革命(1789年)1799年等の事件がそれを物語っており、これらの自由のための闘争や、多くの人命の犠牲の下に基本的人権が次第に確保されてきたのである。

(3) 「試練に堪へ」とは、右の自由獲得のための努力の成果は決して一日にして成就されたものでなく、しばしば独裁主義、ファシズム、軍国主義等によって脅かされてきたが、それらに對して、よく耐えて今日に至つたという趣旨である。

(4) 第11条は、「侵すことのできない永久の権利として」と規定しているが、これと同様の意味である(第11条(4)参照)。

(5) 第11条は、「永久の権利として、現在及び将来の国民に与へられる」としているが、本条は、「永久の権利として信託されたものである」と規定している。「信託された」とは、預けられた、つまり、委託者が一定の受益者のために受託者に権利を付託するという意味であり、言葉そのもののもつ意味としては「与へられる」との間に相違があるが、憲法の規定としての実際上の意味に相違はないとみるべきである。第11条の「与へられる」とは、いわば自然法あるいは神、造物主によって与えられたという意味であるが、本条の「信託された」とは、委託者(神、造物主)が受益者(全人類)のために天賦の人権としてのこの基本的人権を受託者(現在及び将来の日本国民)に預けたという意味で、受託者の意のままに(自由勝手に)行使されるべきではなく、他の受益者の利益のために行使せよというニュアンスが強い。つまり「与へられる」とは、自然法あるいは神、造物主によって与えられたという面に着目しており、「信託された」とは、その行使についての義務、責任の面を強調しているのである。

〔最高法規、条約及び国際法規の遵守〕

- 第98条① この憲法は、国の最高法規であつて、その条規に反する法律、命令、詔勅及び国務に関するその他の行為の全部又は一部は、その効力を有しない。^⑦
- ② 日本国が締結した条約及び確立された国際法規は、これを誠実に遵守することを必要とする。^⑩

本条は、憲法が国の最高法規であつて、他の一切の国内法形式に優越する強い効力をもっていることと、条約及び確立された国際法規を誠実に遵守すべきことを規定している。

【解説】

(1) 「国の最高法規」とは、国家の法形式の中で最も高い地位にある法規のことであり、根本規範である。したがって、憲法以外の他の法形式(法律、命令等)が憲法に違反すれば無効となる。

第11章 補則

〔憲法施行期日、準備手続〕

第100条① この憲法は、公布の日から起算して6箇月を経過した日から、これを施行する⁽¹⁾。

② この憲法を施行するために必要な法律の制定、参議院議員の選挙及び国会召集の手続並びにこの憲法を施行するために必要な準備手続は、前項の期日よりも前に、これを行ふことができる⁽²⁾。

本条は、憲法の施行期日を定めるとともに、施行前に施行に必要な法律制定等の準備手続を行い得ることを定めたものである。

【解説】

(1) 憲法の公布は昭和21年11月3日であったから、その当日から起算して暦月で6か月を経過した日である昭和22年5月3日から施行された。

(2) 憲法が完全に施行されるためには、憲法付属法律が制定され、必要な諸制度が設けられることが必要である。そのため憲法施行前においても、「憲法を施行するために必要な準備手続」がとられなければならない⁽²⁾、その限りにおいては、憲法の規定が施行期日より前に、實際上施行されるのである。

この「法律の制定」の手続は、明治憲法の定めた法律制定手続によるものとされ、帝国議会の協賛と天皇の裁可によって制定され、この憲法施行とともに効力を発した。この法律中、主なものとしては皇室典範、皇室経済法、国会法、裁判所法、検察庁法、内閣法、地方自治法、会計法、会計検査院法、教育基本法、労働基準法、日本国憲法の施行に伴う刑事訴訟法の応急的措置に関する法律、日本国憲法施行の際現に効力を有する命令の規定の効力等に関する法律等がある。

参議院のための参議院議員選挙法は昭和22年2月24日に施行され、それに基づいて4月20日に同選挙が行われた。

国会召集の手續は、憲法施行後の昭和22年5月6日、第1回国会召集の手續が発せられ、同月20日に召集されたので、この部分の規定は適用されなかつた。

〔経過規定〕——参議院未成立の国会〕

第101条 この憲法施行の際、参議院がまだ成立してゐないときは、その成立するまでの間、衆議院は、国会としての権限を行ふ。¹⁾

本条は、憲法施行後における衆議院の国会代行権限を認めたものである。

【解説】

(1) 第100条(2)において述べたように、憲法施行前に参議院議員選挙が行われ、参議院は、憲法施行の日に成立したので、本条が予想していた「憲法施行の際、参議院がまだ成立してゐないとき」は発生せず、本条を適用する余地はなかつた。

〔経過規定〕——第1期の参議院議員の任期〕

第102条 この憲法による第1期の参議院議員のうち、その半数の者の任期は、これを3年とする。その議員は、法律の定めるところにより、これを定める。¹⁾

本条は、第1期の参議院議員の任期の特例を定めたものである。

【解説】

(1) 第46条によれば、参議院議員の任期は6年で、3年ごとにその半数を入れ替えることとなっている。したがって、その議員の最初の選挙の際は、その半数の者の任期を半分の3年としなければならぬこととなるので、どの半数を任期3年とするかを法律が定めることとしたものである。この趣旨に従つて、第1回の選挙では、議員の定数全部を選挙し、

最判昭和23・12・16刑集2卷13号1796頁	205
最大判昭和23・12・22刑集2卷14号1853頁	205
最大判昭和23・12・27刑集2卷14号1934頁	210, 211
最判昭和24・1・12刑集3卷1号20頁	211
最大判昭和24・2・9刑集3卷2号146頁	214
最判昭和24・3・12刑集3卷3号293頁	205
最大判昭和24・3・23刑集3卷3号352頁	187
最大判昭和24・4・6刑集3卷4号456頁	93
最大判昭和24・4・6刑集3卷4号445頁	221
最大判昭和24・4・20民集3卷5号135頁	89
最大判昭和24・5・18民集3卷6号199頁	190
最大判昭和24・5・18刑集3卷6号772頁	166, 167
最大判昭和24・5・18刑集3卷6号839頁	59
最大判昭和24・6・1刑集3卷7号901頁	288
最判昭和24・6・16刑集3卷7号1077頁	72
最大判昭和24・6・29刑集3卷7号1150頁	221
最大判昭和24・7・13刑集3卷8号1290頁	207
最判昭和24・7・19刑集3卷8号1348頁	222
最決昭和24・9・7刑集3卷10号1563頁	214
最判昭和24・10・13刑集3卷10号1650頁	221
最大判昭和24・11・2刑集3卷11号1732頁	218
最大判昭和24・11・2刑集3卷11号1737頁	212
最大判昭和24・11・30刑集3卷11号1857頁	193
最大判昭和24・12・12刑集3卷12号2048頁	202
最判昭和24・12・13集刑15号349頁	201
最判昭和24・12・20刑集3卷12号2036頁	382
最大判昭和24・12・21刑集3卷12号2062頁	227
最判昭和25・1・24刑集4卷1号54頁	76
最大判昭和25・2・1刑集4卷2号73頁	376, 377
最大決昭和25・3・6刑集4卷3号308頁	208
最判昭和25・3・7刑集4卷3号322頁	207
最大判昭和25・3・15刑集4卷3号355頁	209
最大判昭和25・3・15刑集4卷3号371頁	209
最大決昭和25・4・7刑集4卷4号512頁	205
最大判昭和25・4・12民集4卷4号139頁	157
最大判昭和25・4・12刑集4卷4号535頁	205
最大判昭和25・4・26刑集4卷4号700頁	225

判例索引

(大審院、最高裁判所)

最判昭和22・11・29刑集1卷40頁	221
最大判昭和23・2・6刑集2卷2号17頁	218
最大判昭和23・3・10刑集2卷3号175頁	342
最大判昭和23・3・12刑集2卷3号191頁	59, 202
最大判昭和23・4・7刑集2卷4号298頁	157
最大判昭和23・5・5刑集2卷5号447頁	204
最大判昭和23・5・26刑集2卷5号511頁	204
最判昭和23・6・1民集2卷7号125頁	93
最大判昭和23・6・14刑集2卷7号680頁	382
最大判昭和23・6・23刑集2卷7号715頁	218
最大判昭和23・6・23刑集2卷7号722頁	333, 438, 439
最大判昭和23・6・23刑集2卷7号734頁	210
最大判昭和23・6・30刑集2卷7号777頁	203
最大判昭和23・7・7刑集2卷8号801頁	371, 372
最大判昭和23・7・14刑集2卷8号846頁	214
最大判昭和23・7・19刑集2卷8号944頁	218
最大判昭和23・7・19刑集2卷8号952頁	208
最大判昭和23・7・29刑集2卷9号1012頁	221
最大判昭和23・7・29刑集2卷9号1045頁	207
最大判昭和23・9・29刑集2卷10号1235頁・食糧管理法違反事件	158
最大判昭和23・10・6刑集2卷11号1275頁	76
最判昭和23・10・21刑集2卷11号1366頁	222
最判昭和23・10・21刑集2卷11号1377頁	205
最判昭和23・10・30刑集2卷11号1427頁	223
最大決昭和23・11・8刑集2卷12号1498頁	377
最大判昭和23・11・17刑集2卷12号1565頁	352
最判昭和23・11・30刑集2卷12号1654頁	219
最大判昭和23・12・1刑集2卷13号1661頁	376
最大判昭和23・12・1刑集2卷13号1679頁	191
最判昭和23・12・14刑集2卷13号1739頁	218
最大判昭和23・12・15刑集2卷13号1783頁	352

医療法人新光会事件 167
 院外で責任を問はれない 254
 院外における現行犯罪 251
 インカメラ審理 380
 淫行 181
 院内 274
 院内における責任 257
 院内の秩序 274
 院内の秩序をみだした 275

【う】

ウェストミンスター憲章 15
 訴えなければ裁判なし 290
 浦和事件 286, 354
 上乗せ条例 422

【え】

永久性 53
 永久に放棄 41
 永久の権利 53, 436
 永久平和主義 40, 432
 営業権 173
 営業の自由 66, 138
 営造物の設置管理の瑕疵 99
 営造物法人 102
 栄典 37, 68, 87
 栄誉 87
 恵庭事件 43
 NHK記者証言拒絶事件 132
 NHK受信料訴訟 177
 愛媛県玉串料事件 115
 エホバの証人信者剣道受講拒否事件 109
 エホバの証人輸血拒否事件 62
 演説 255
 エンタープライズ寄港阻止佐世保闘争
 事件 126

【お】

押収 197
 オウム真理教解散命令事件 113

大分県屋外広告物条例違反被告事件 128
 大阪国際空港公害訴訟 67
 大阪市屋外広告物条例 127
 大須騒擾事件 206
 大津事件 354
 オープン・ショップ 166
 公の営造物 99
 公の財産 402, 404
 公の財産の支出又は利用の制限 402
 公の支配 403
 公の弾劾 291, 361
 公の秩序又は善良の風俗を害する 384
 侵すことのできない永久の権利（として）
 52, 436
 沖縄県知事署名等代行職務執行命令訴訟
 297, 421
 沖縄返還阻止渋谷暴動事件 127
 屋外広告物条例 127
 覚書 323
 恩赦 36, 333, 341
 恩赦大権 333
 恩赦の決定 344
 恩赦法 36

【か】

開会 258
 開会式 259
 外患誘致 384
 会期 257, 258, 259, 262, 263
 会議 270
 会議その他の手続及び内部の規律 274
 会期中 252
 会議の記録 271
 会議の公開 270
 会期不継続の原則 259, 275, 407
 会期前 253
 外局 320, 326
 会議録 270, 271, 272
 会計検査院 298, 320, 405, 406
 会計検査院長 326

事項索引

【あ】

アイヌ	60
あおり	185
秋田市国民健康保険税条例事件	390
「悪徳の栄え」事件	123
アグレマン	37
旭川介護保険条例事件	159
旭川学力テスト事件	411
旭川市国民健康保険条例訴訟	392
朝日訴訟	156
芦別国家賠償請求事件上告審判決	102
圧迫と偏狭	11
アメリカ型	233
アメリカ独立	435
案件を示す	264
安保6・4 仙台高裁事件	12, 44

【い】

委員会	268, 283, 290
委員会の議決	268
家柄	74
家永訴訟	148
「家」の制度	58, 150
威嚇	41
医業類似行為	141
医業類似行為事件	142
イギリス型	233
違警罪即決処分	189
意見が一致しないとき	281
違憲判決	374
違憲立法審査権	371, 373, 375, 376
遺産相続	154
遺産分割審判	378
医師	139

維持	402
「石に泳ぐ魚」事件	120
移住	144
泉佐野市民会館事件	129
委託者	436
板まんだら事件	346
一院制	235, 236, 413
一事不再理	224, 226
一都道府県一区制	247
一の地方公共団体	428
一の地方公共団体のみに適用される 特別法	427
一部の奉仕者	90
一身の刑罰阻却事由	256
一世一元	16
一体を成すものとして	434
一般会計	406
一般公開	381
一般国務	319, 320
一般的効力説	374, 375
一般に頒布	272
一般旅客自動車運送事業	139
移転の自由	137
伊藤博文	4
委任	25, 359
委任事務	420
委任命令	327, 328
違法収集証拠	197
医薬品インターネット販売	143
医薬品ネット販売規制事件	142
医薬品販売業の登録制	140
入会権者資格差別事件	72
入会部落資格	71
医療観察法	182
医療法	160

むら しみ なお ふみ
村 上 尚 文

〔略 歴〕

昭和25年司法試験合格、昭和27年東京大学法学部卒業、司法修習生（6期）、昭和29年検事任官、以後、東京地検検事、法務省刑事局参事官、内閣審議官兼内閣総理大臣官房参事官、法務総合研究所研究官、法務大臣官房司法法制調査部司法法制課長、刑事局青少年課長、東京高検検務部長、同高検刑事部長、徳島地検検事正、最高検検事、名古屋地検検事正、大阪地検検事正、広島高検検事長等を経て帝京大学法学部教授等を歴任。

きよ の けん いち
清 野 憲 一

〔略 歴〕

平成元年司法試験合格、平成3年東京大学法学部卒業、司法修習生（45期）、平成5年検事任官、以後、東京・大阪地検特捜部を含む各地検勤務、法務省刑事局付、在英国日本国大使館一等書記官、法務大臣秘書官、警察庁刑事局組織犯罪対策部暴力団排除対策官、国連アジア極東犯罪防止研修所次長、東京地検公判部副部長、さいたま地検公判部長、法務省法務総合研究所研修第一部長、東京地検公判部長、千葉地検次席検事、松江地検検事正等を経て、令和3年7月より最高検検事。

〔主 著〕

実務労働刑法入門（共著）
実務刑法演習60
続実務刑法演習70
麻薬・覚せい剤犯罪－解釈と実務捜査と証拠の基礎理論
（以上日世社）
憲法基本判例（編）
麻薬・覚せい剤事犯に関する裁判例判例刑法入門（総論）
取調べ
（いずれも立花書房）

〔主 著〕

実践・財務捜査、警察小六法（平成31年版～）（いずれも立花書房）

〔編 著〕

新時代における刑事実務（立花書房）

〔主要論文〕

英国刑事法務事情、英国における組織犯罪対策、暴力団排除条項のフロンティア、英国における供述弱者の取調べ、「被告人質問先行」に関する一考察、公判前整理手続の在り方、「調書を示す反対尋問」に関する一考察、裁判員裁判が警察捜査に与える影響について、正当防衛判断枠組の再構築、録音・録画下の供述立証に関する一考察、責任能力判断の責任論的・心理学的基礎と実践、等

憲法逐条注解〔第2版〕

令和4年4月20日 第1刷発行

原著者 村 上 尚 文
改 訂 清 野 憲 一
発 行 者 橘 茂 雄
発 行 所 立 花 書 房
東京都千代田区神田小川町3-28-2
電 話 03-3291-1561（代表）
F A X 03-3233-2871
<https://tachibanashobo.co.jp>

平成29年3月20日 初版発行
© 2022 村上尚文、清野憲一（印刷）明和印刷（製本）東京美術紙工
乱丁・落丁の際は本社でお取り替えいたします。